

第4章

居住誘導区域

目次

1. 居住誘導区域の設定方針	58
(1) 居住誘導区域の基本的な考え方	58
(2) 居住誘導区域の設定方針	59
2. 居住誘導区域の設定	60
(1) 居住誘導区域の候補地抽出フロー	60
(2) 居住誘導区域の設定	74

1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住誘導区域の基本的な考え方

- 居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。
- 居住誘導区域の設定にあたっては、「立地適正化計画の手引き」に示されている以下の考え方に留意して検討します。

立地適正化計画の手引き（国土交通省）

【居住誘導区域の検討の基本的な考え方】

都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。以下の観点等から具体的な区域を検討します。

- 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- 区域内の人口密度の維持または低下の抑制による都市機能の持続性
- 対象区域における災害リスク

特に、人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進む都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定すべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案し、適切に設定する必要があります。また、法令によって居住誘導区域を定めないこととされている区域の有無を把握し、適切に対応することも必要です。

【居住誘導区域の望ましい区域像】

居住誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

①生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

②都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となりますが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要があります。

③災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

(2) 居住誘導区域の設定方針

○居住誘導区域設定の基本的な考え方を踏まえ、人口減少、超高齢社会にあっても、生活サービスや交通利便性を維持し、まちの持続可能性を高めるため、以下①～⑤のエリアを基本に居住誘導区域を設定し、当該区域の人口密度の維持・確保を図ります。

①都市機能が集積するエリア ②交通利便性の高いエリア ③生活利便性の高いエリア

④良好な都市基盤が整備されているエリア ⑤その他まちづくりの観点から含めるエリア

○また、災害リスクの低いエリアへの居住誘導を図ることを基本とし、海岸沿い市街化区域内の津波による災害リスクが高いエリアは防災・減災対策を講じたうえで居住誘導を図ります。

なお、災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定については、法令や都市計画運用指針における「居住誘導区域に含まないこととされている区域」を踏まえるものとします。

立地適正化計画の手引き（国土交通省）

【居住誘導区域に含まないこととされている区域】

区 域	居住誘導区域の指定	(参考) 行為規制等
災害危険区域（崖崩れ、出水、津波等） 建築基準法	定めない 都市再生特別措置法 第81条第19項	● 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。 (法第39条第2項)
地すべり防止区域 地すべり等防止法	定めない 都市再生特別措置法 施行令第30条第1項 第2号	● 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）等
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	定めない 都市再生特別措置法 施行令第30条第1項 第3号	● 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）等
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	定めない 都市再生特別措置法 施行令第30条第1項 第4号	● 特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第10条第1項) ※制限用途：住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
浸水被害防止区域 特定都市河川浸水被害対策法	定めない 都市再生特別措置法 施行令第30条第1項 第5号	● 浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第57条第1項、第66条第1項) ※住宅や要配慮者施設のほか条例で定める建築物及び当該建築に係る開発行為
津波災害特別警戒区域 津波防災地域づくりに関する法律	原則として含まないこととすべき 都市計画運用指針	● 特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途
イエローゾーン 浸水想定区域 水防法	総合的に勘案し、適切で無いと	● なし
建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	判断される場合は、原則として含まないこととすべき	● なし
津波災害警戒区域 津波防災地域づくりに関する法律	都市計画運用指針	● なし
津波浸水想定（区域） 津波防災地域づくりに関する法律		● なし
都市浸水想定（区域） 特定都市河川浸水被害対策法		

三浦市内の市街化区域内に該当があるもの

2. 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の候補地抽出フロー

○居住誘導区域の設定に望ましい候補地を以下のフローにしたがって抽出します。

■居住誘導区域の候補地抽出フロー

【STEP0】居住誘導区域の設定対象エリア

- 市街化区域



【STEP1】居住誘導を図るエリア

- ①都市機能誘導区域
 - ・都市機能の集積を図る区域
- ②公共交通の利便性が高い区域
 - ・鉄道駅の徒歩圏及びサービス水準の高いバス停徒歩圏
- ③生活利便性が高い区域
 - ・子育て世代から高齢者まで幅広い世代が日常生活を徒歩でまかなうことが考えられる区域として、医療・福祉・子育て支援・商業に関する生活サービス施設の徒歩圏
- ④良好な都市基盤ストックを有する区域
 - ・良好な都市基盤ストックを有効に活用する観点から、土地区画整理事業による都市基盤整備が行われた地区
- ⑤その他まちづくりの観点から含める区域
 - ・居住や都市機能の立地が将来的に見込まれる面的な市街地整備予定区域
 - ・現況人口密度（R2年）が40人/haを下回るものの、上記①～④のいずれかに該当し、本市の「資産」である一次産業（農業、水産業（漁業））を支えている市街地



【STEP2】居住誘導にあたり考慮すべきエリア

- ①災害リスクの高い区域
 - ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
 - ・南海トラフ地震による津波浸水想定区域のうち、浸水深2m以上の区域
- ②工業系用途地域
 - ・居住機能の立地が限定的な工業地域及び準工業地域
- ③一次産業の生産基盤
 - ・生産緑地、まとまった一団の市街地内農地（1ha以上）



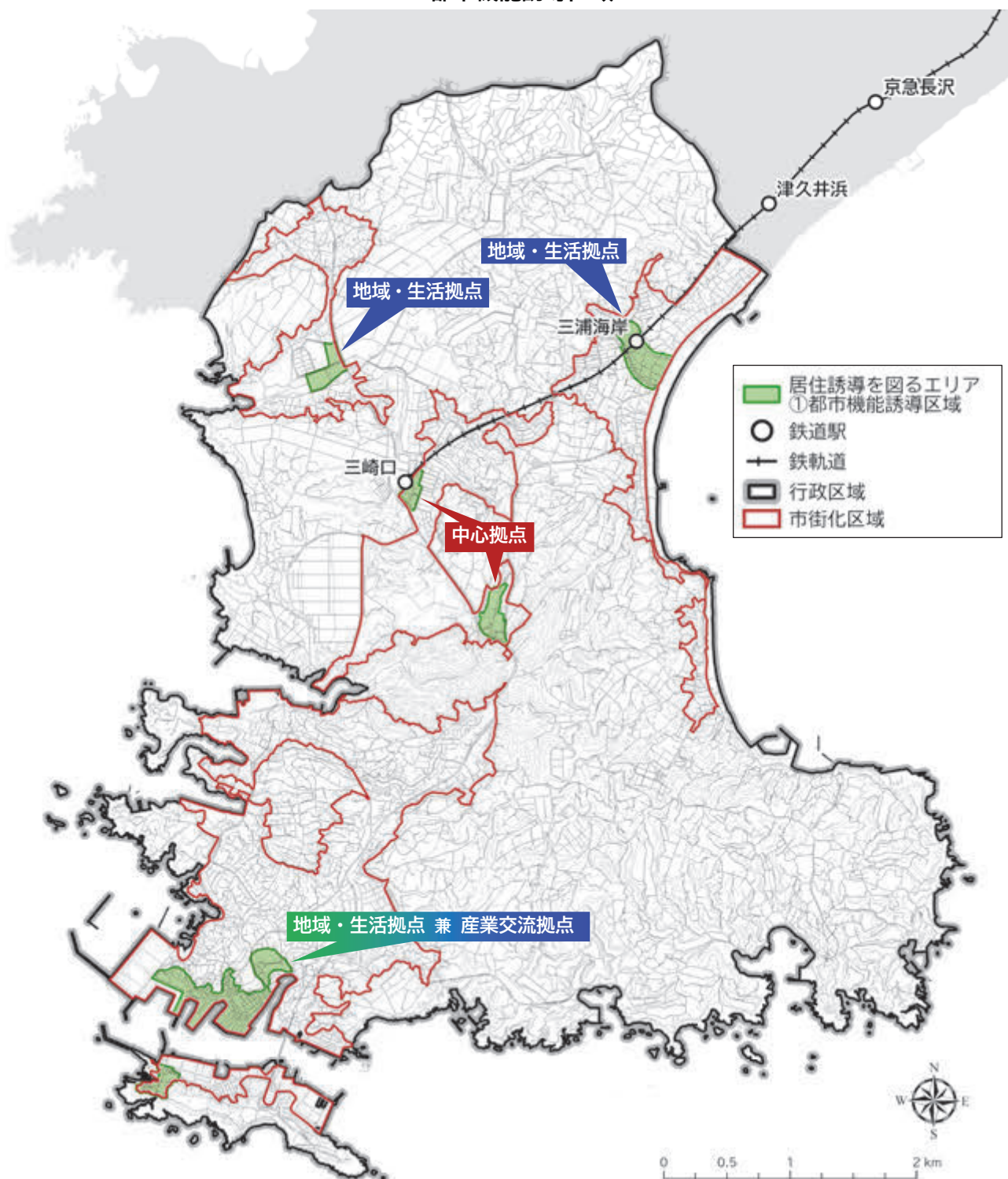
居住誘導区域の候補地の抽出【STEP1－STEP2】

1) 居住誘導を図るエリアの選定【STEP1】

①都市機能誘導区域

○立地適正化計画においては、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することが原則となっています。また、都市機能誘導区域は、都市機能が集積し、交通利便性が高いエリアであることも踏まえて、以下の範囲を居住誘導区域の候補地とします。

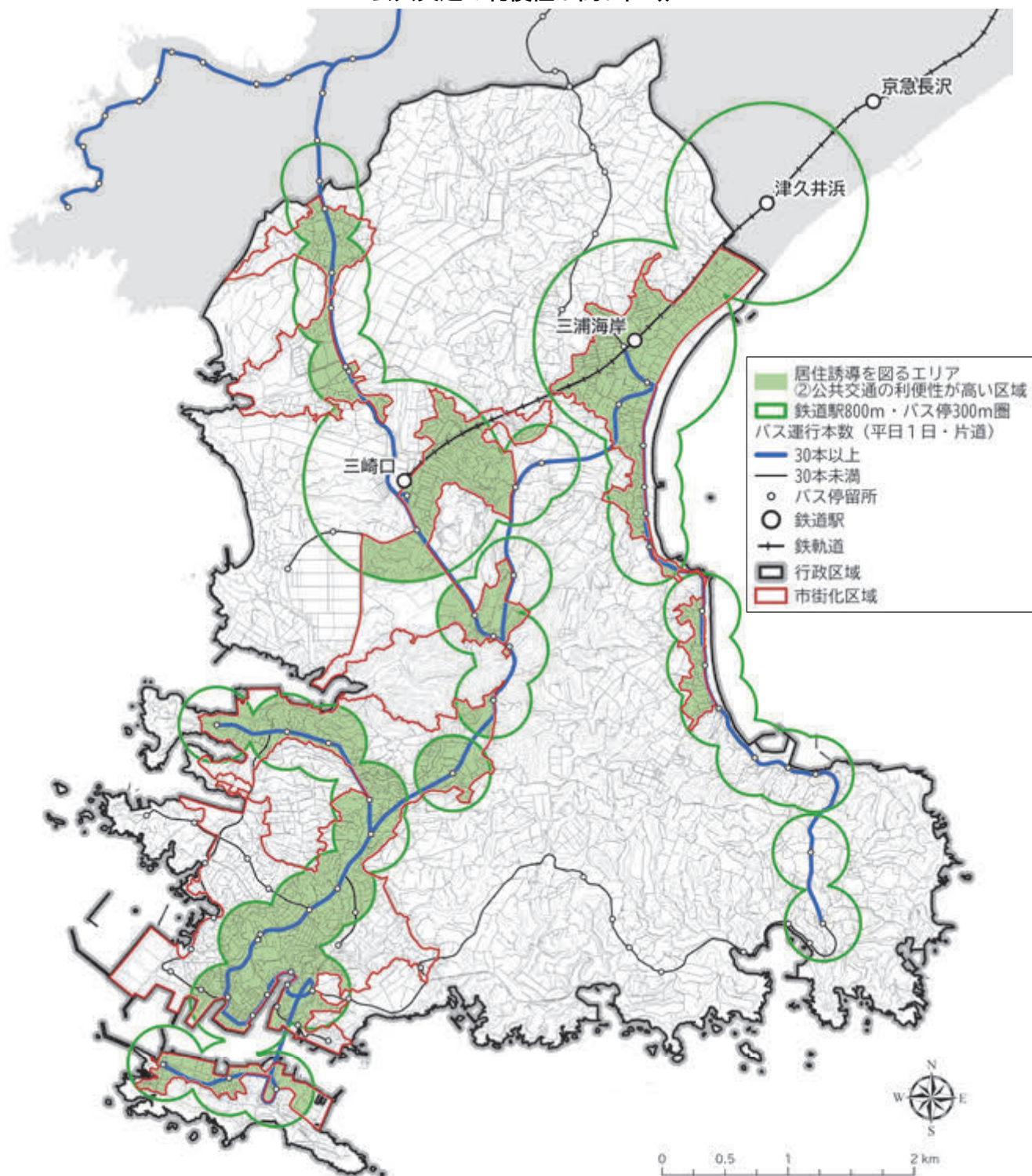
■都市機能誘導区域



②公共交通の利便性が高い区域

○鉄道駅の徒歩圏（800m圏）及びサービス水準の高いバス停（平日1日片道あたり30本/日以上）の徒歩圏（300m圏）については、市内でも特に公共交通の利便性が高い区域であることから、以下の範囲を居住誘導区域の候補地とします。

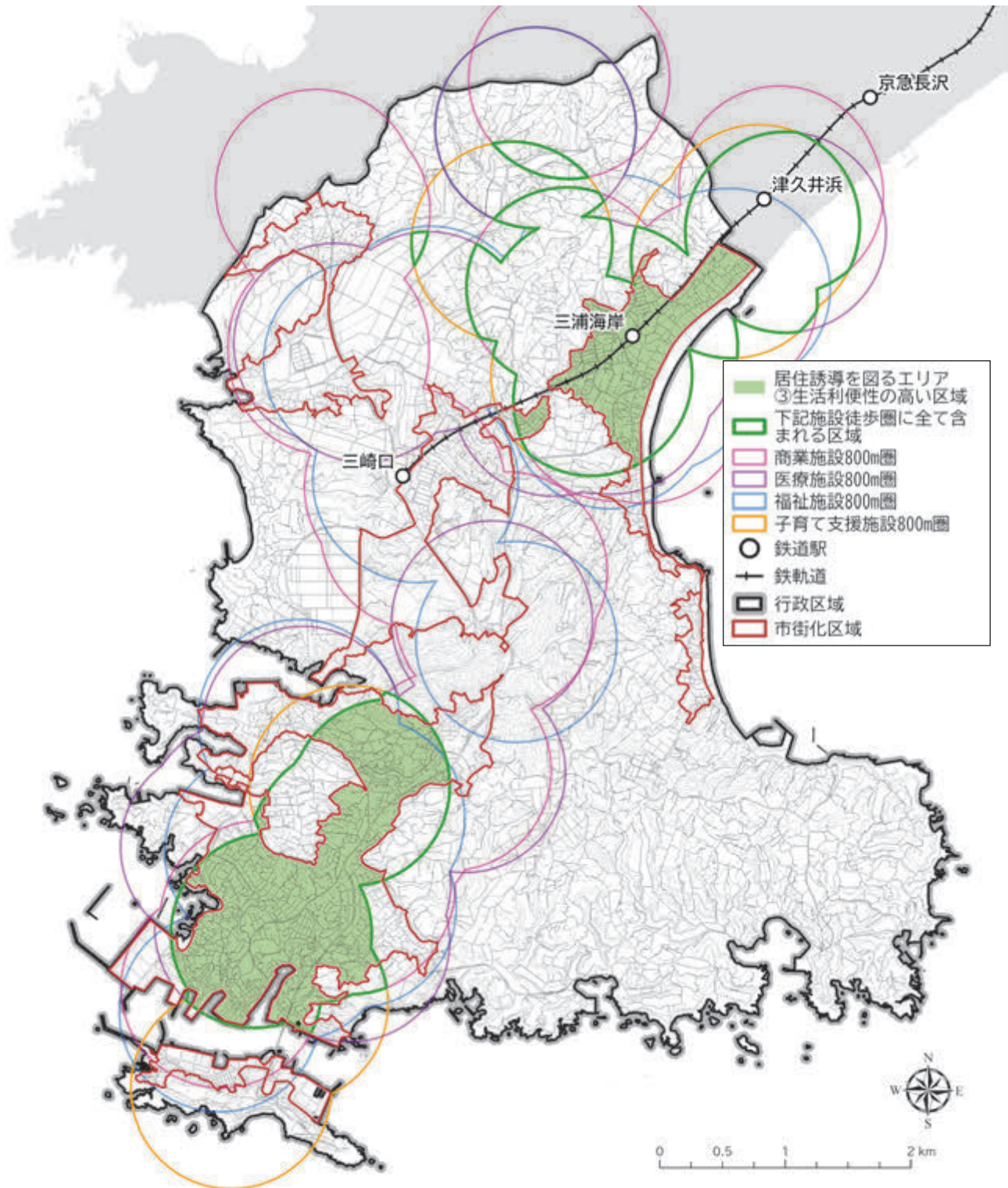
■公共交通の利便性が高い区域



③生活利便性が高い区域

○子育て世代から高齢者まで幅広い世代が日常生活を徒歩でまかなうことが考えられる区域として、医療・福祉・子育て支援・商業に関する生活サービス施設の徒歩圏に含まれる区域を居住誘導区域の候補地とします。

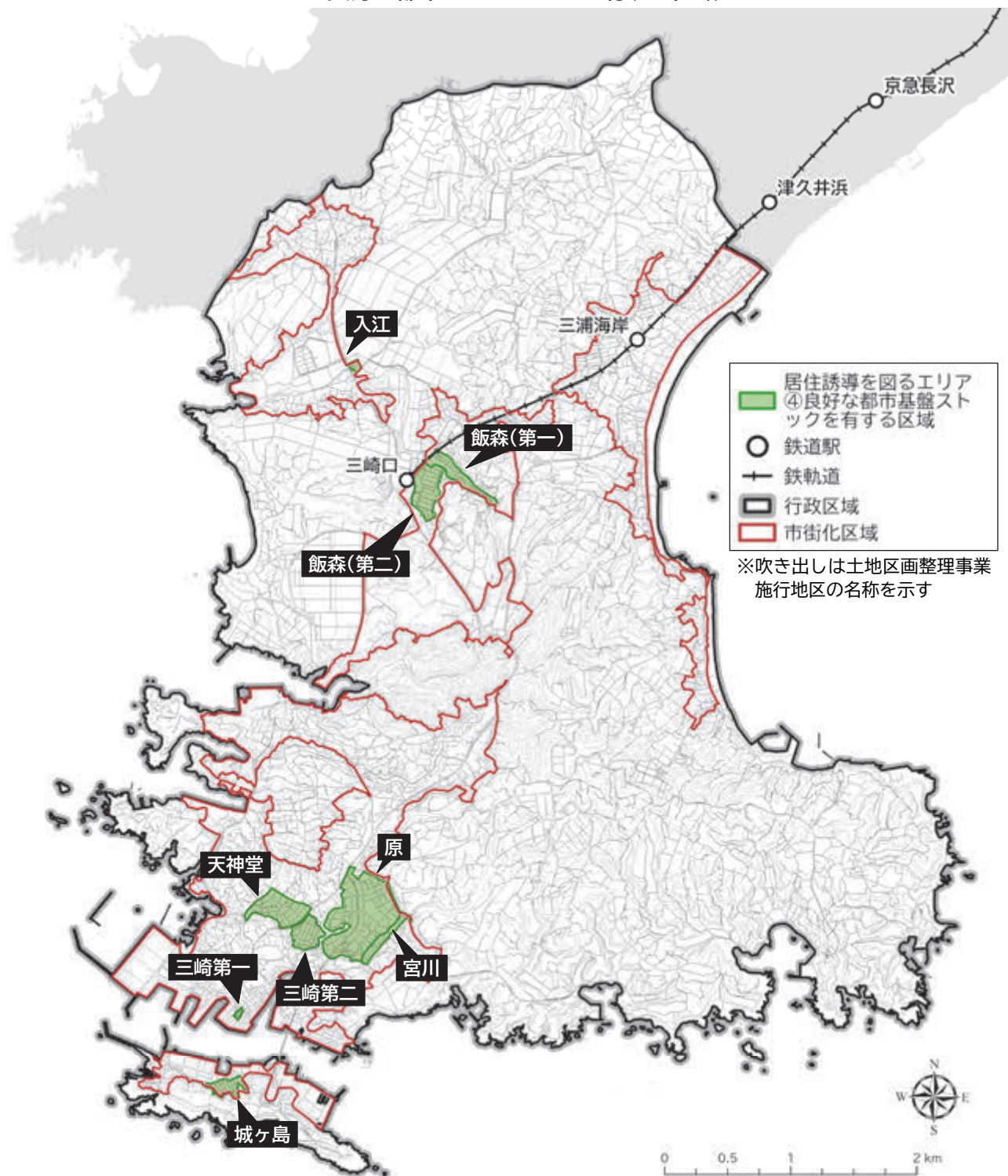
■生活利便性が高い区域



④良好な都市基盤ストックを有する区域

○良好な都市基盤ストックを有効に活用する観点から、土地区画整理事業による都市基盤整備が行われた地区を居住誘導区域の候補地とします。

■良好な都市基盤ストックを有する区域

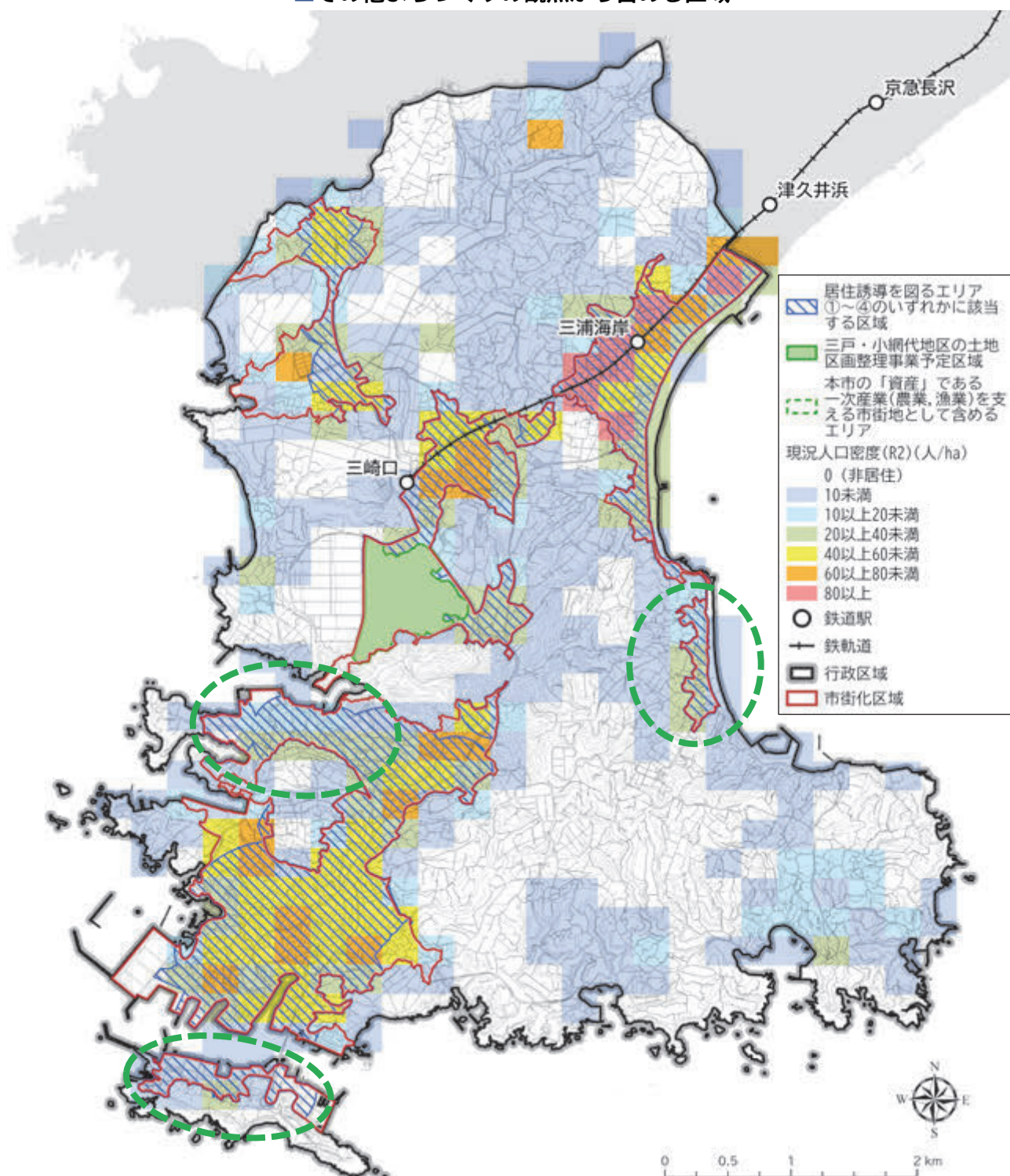


⑤その他まちづくりの観点から含める区域

○居住や都市機能の立地が将来的に見込まれる面的な市街地整備予定区域として、三戸・小網代地区の土地区画整理事業予定区域を居住誘導区域の候補地とします。

○また、現況人口密度（R2年）が40人/haを下回るものの、居住誘導を図るエリア①～④のいずれかに該当し、本市の「資産」である一次産業（農業、水産業（漁業））を支えている市街地を居住誘導区域の候補地とします。

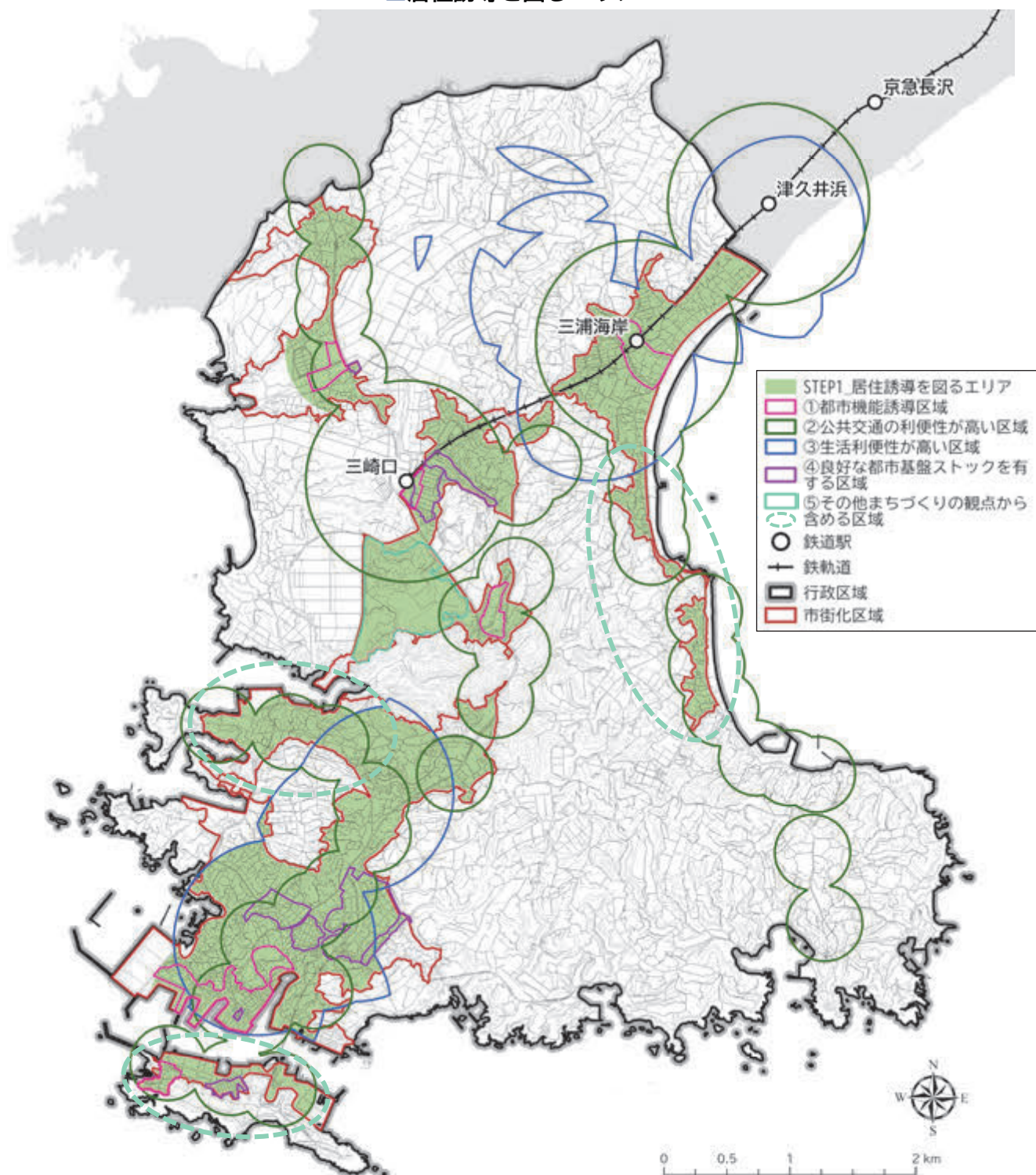
■その他まちづくりの観点から含める区域



●居住誘導を図るエリア

○①～⑤の居住誘導を図るエリアを重ね合わせ、以下の区域を居住誘導区域の候補地とします。

■居住誘導を図るエリア

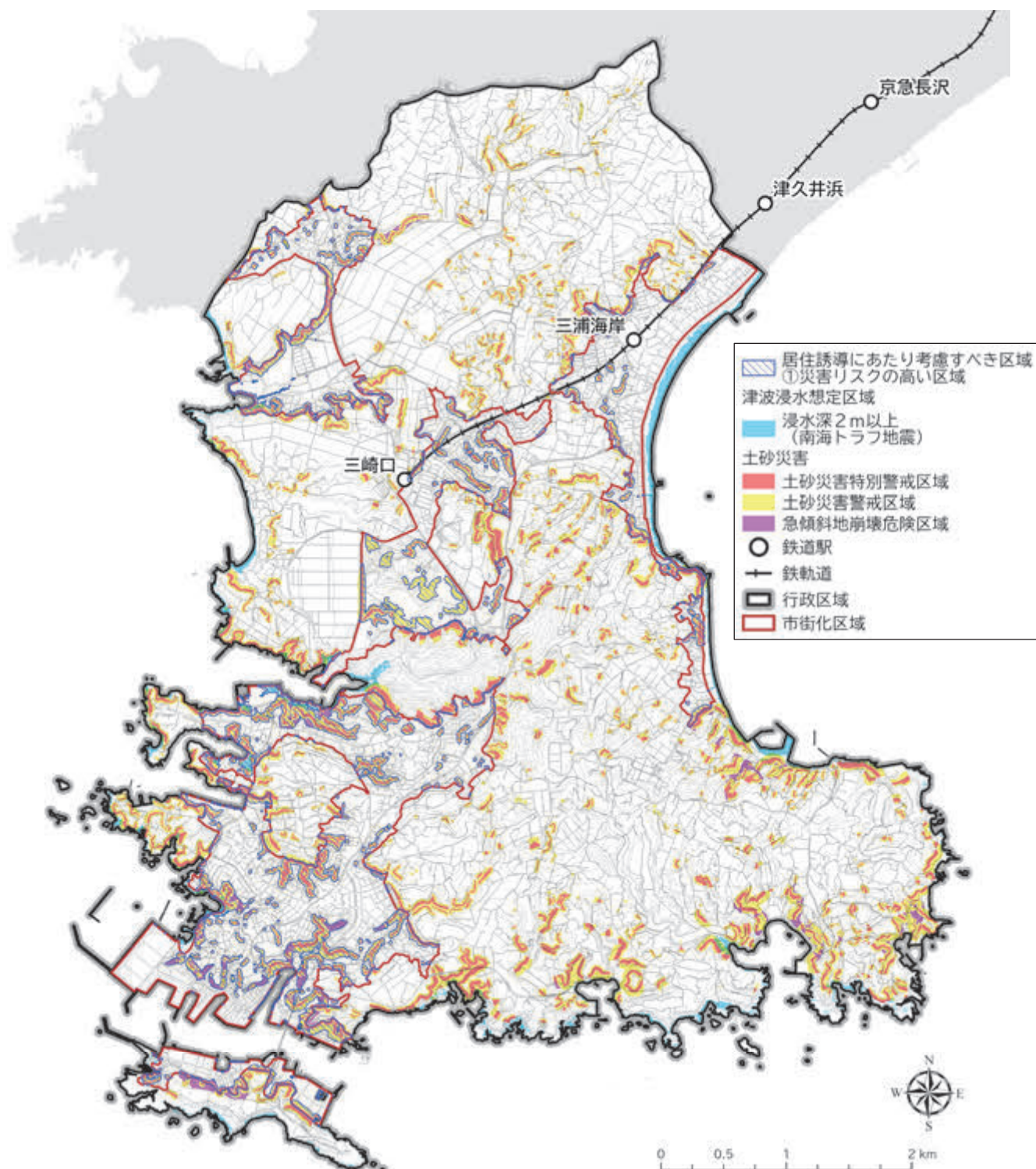


2) 居住誘導にあたり考慮すべきエリアの選定【STEP 2】

①災害リスクの高い区域

- 都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外するエリアとして選定します。
- 具体的には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び南海トラフ地震による津波浸水想定区域のうち、浸水深2m以上の区域を居住誘導区域の除外候補地とします。

■災害リスクの高い区域



■対象とする地震の設定

- 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）をもたらす地震が発生した場合、現在の市街地（市街化区域）の約36%が津波浸水想定区域に含まれることとなります。
- 災害リスクを考慮し、当該浸水想定区域を居住誘導区域から除外した場合、市街地の多くが居住誘導区域に設定することが困難となり、特に沿岸部には、本市の強みである水産業（漁業）をはじめとする生業と生活が一体となった市街地が形成されていることから、本市の都市づくりに大きな影響を及ぼします。
- そのため、居住誘導区域から除外する区域の設定にあたり対象とする津波は、本計画の期間内（令和7年～令和27年）において発生する確率が高く、地震の規模も大きいと想定される「南海トラフ」の地震による津波とします。
- 最大クラスの津波については「避難」を中心とした防災・減災対策を実施することとし、第6章の防災指針の「3. 具体的な取組及びスケジュールの検討」において整理し、防災指針に基づく取組を進めます。

【最大クラスの津波】

- ・現在公表されている津波浸水想定区域図（H27年県作成）は、「津波高さ」または「浸水域」が最大となる5つの地震モデルによる津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるよう重ね合わせた図です。
- ・地震モデルの発生間隔は2～3千年あるいはそれ以上で、発生すれば甚大な被害をもたらす津波となっており、最大クラスの津波に対する県の対策の考え方は「避難することを中心とするソフト施策」が基本となっています。

【南海トラフ地震による津波】

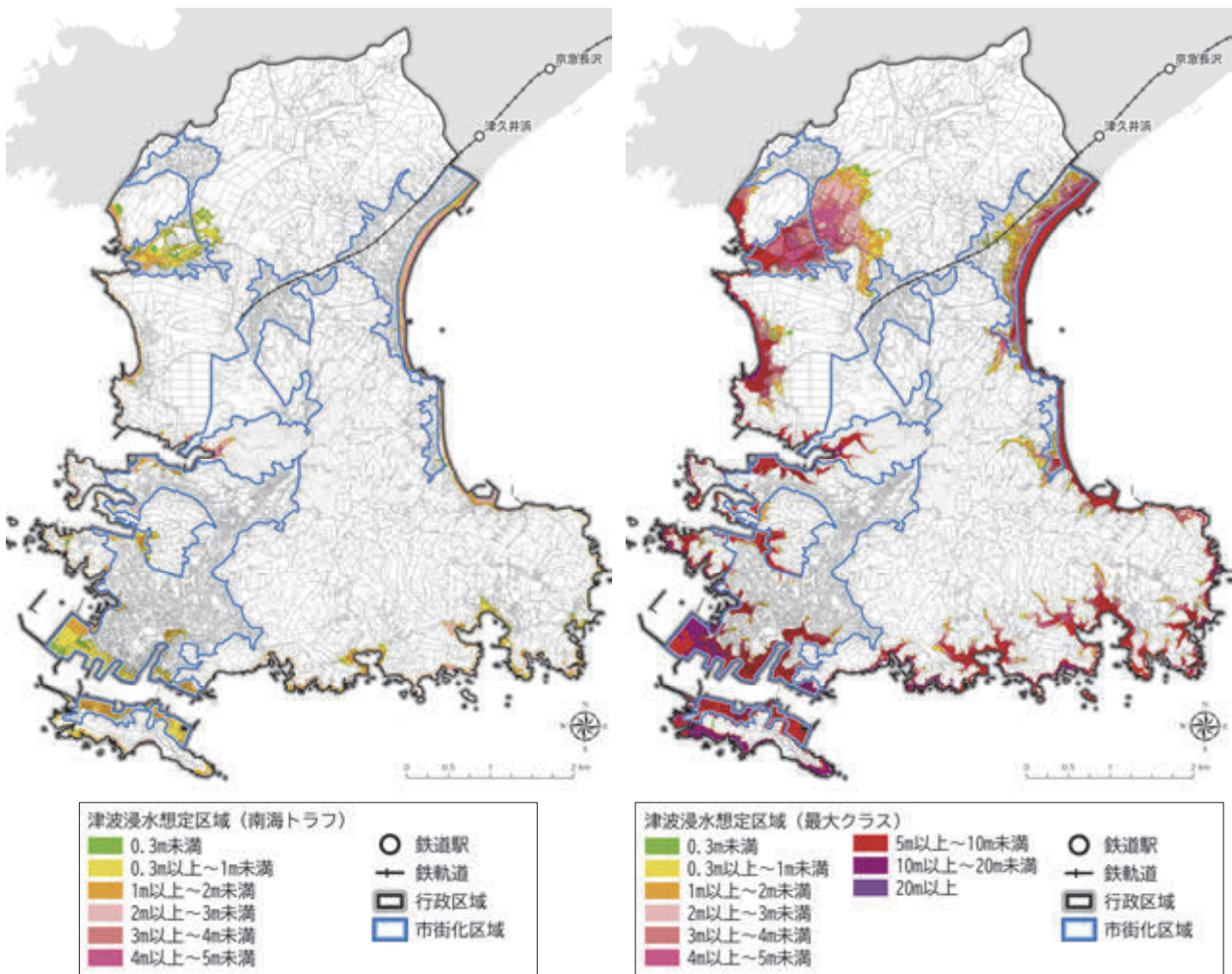
- ・神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）において南海トラフ地震の発生確率は、30年以内に70～80%であり^{（注）}、地震規模もマグニチュード9.0とされています。
- ・三浦市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、これに基づき、南海トラフ地震の津波により30cm以上の浸水が予想される地域内の一部施設において、津波からの円滑な避難の確保に関する事項などを定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成することが義務付けられおり、この計画に基づき各種の防災・減災対策が進められています。

（注）政府の特別の機関である地震調査研究推進本部の地震調査委員会が令和7年1月15日に公表した南海トラフ地震の発生確率は、30年以内80%程度とされています。

■津波浸水想定区域の浸水深による区分

- 気象庁の「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」（平成24年2月）では、浸水深と被害の関係について、浸水深2mを超えると木造建物が全壊するリスクが大幅に増加するなど、浸水深2mが被害の様相が変化する境界となっています。
- そのため、浸水深2m以上の区域を居住誘導区域から除外します。

■津波浸水想定区域の分布（再掲）

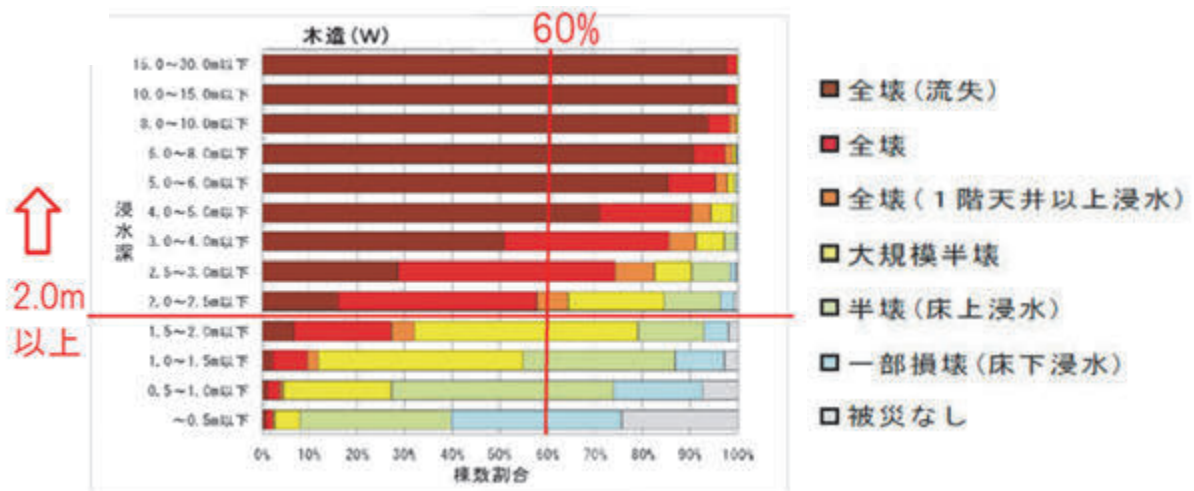


【南海トラフ地震による津波】
（発生確率：30年以内で70～80%）

【最大クラスの津波（相模トラフ等）】
（発生間隔：2～3千年あるいはそれ以上）

〔出典：神奈川県河港課〕

■浸水深ごとの建築物被害割合

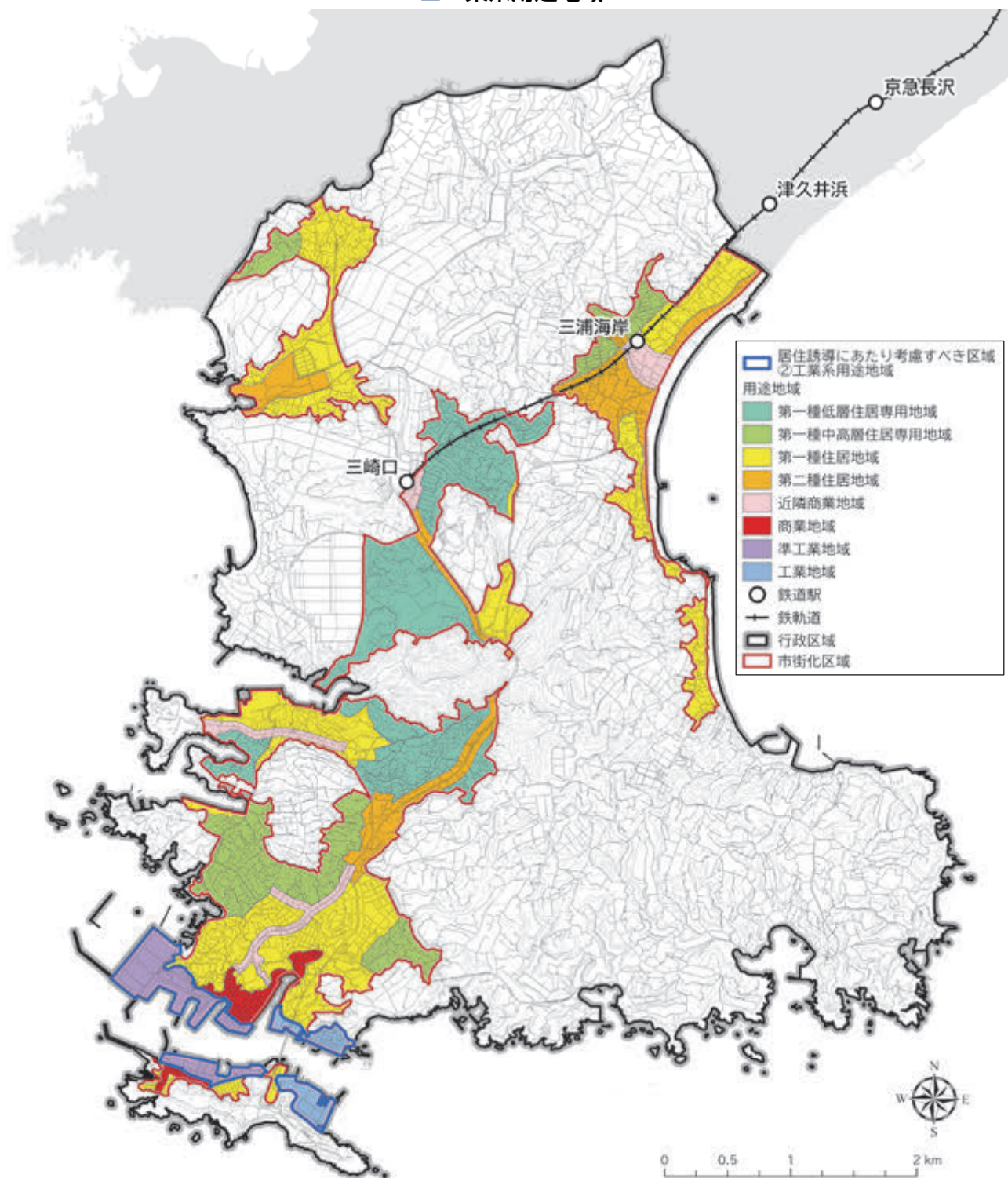


〔出典：津波被災市街地復興手法検討調査（H24.2, 国交省）〕

②工業系用途地域

○居住機能の立地が限定的な工業系用途地域（工業地域及び準工業地域）を居住誘導区域の除外候補地とします。

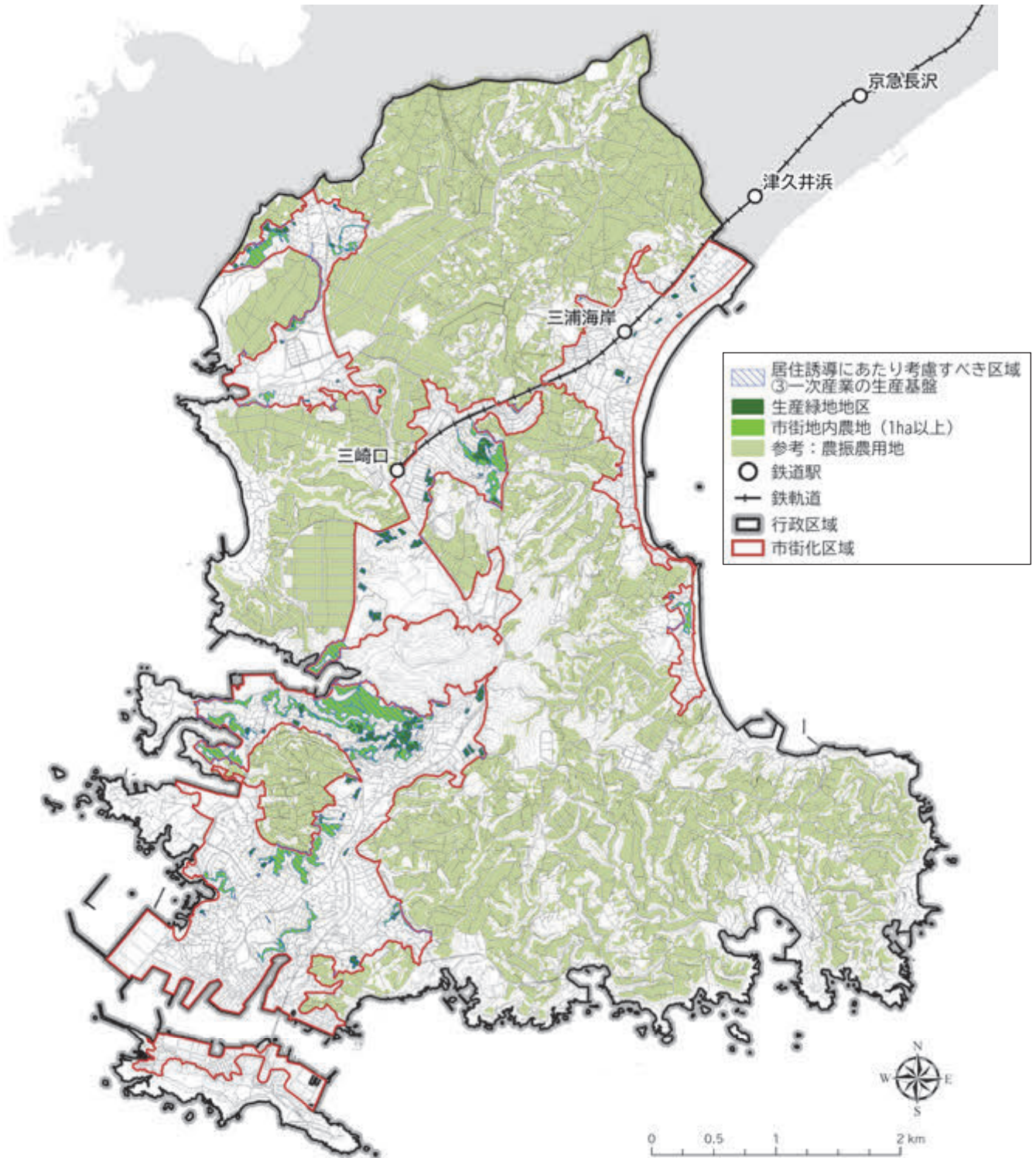
■工業系用途地域



③一次産業の生産基盤

○三浦市の「資産」である一次産業（農業）の生産基盤を保全する観点から、生産緑地やまとまった一団の市街地内農地（1ha以上の農地）※を居住誘導区域の除外候補地とします。

■一次産業の生産基盤

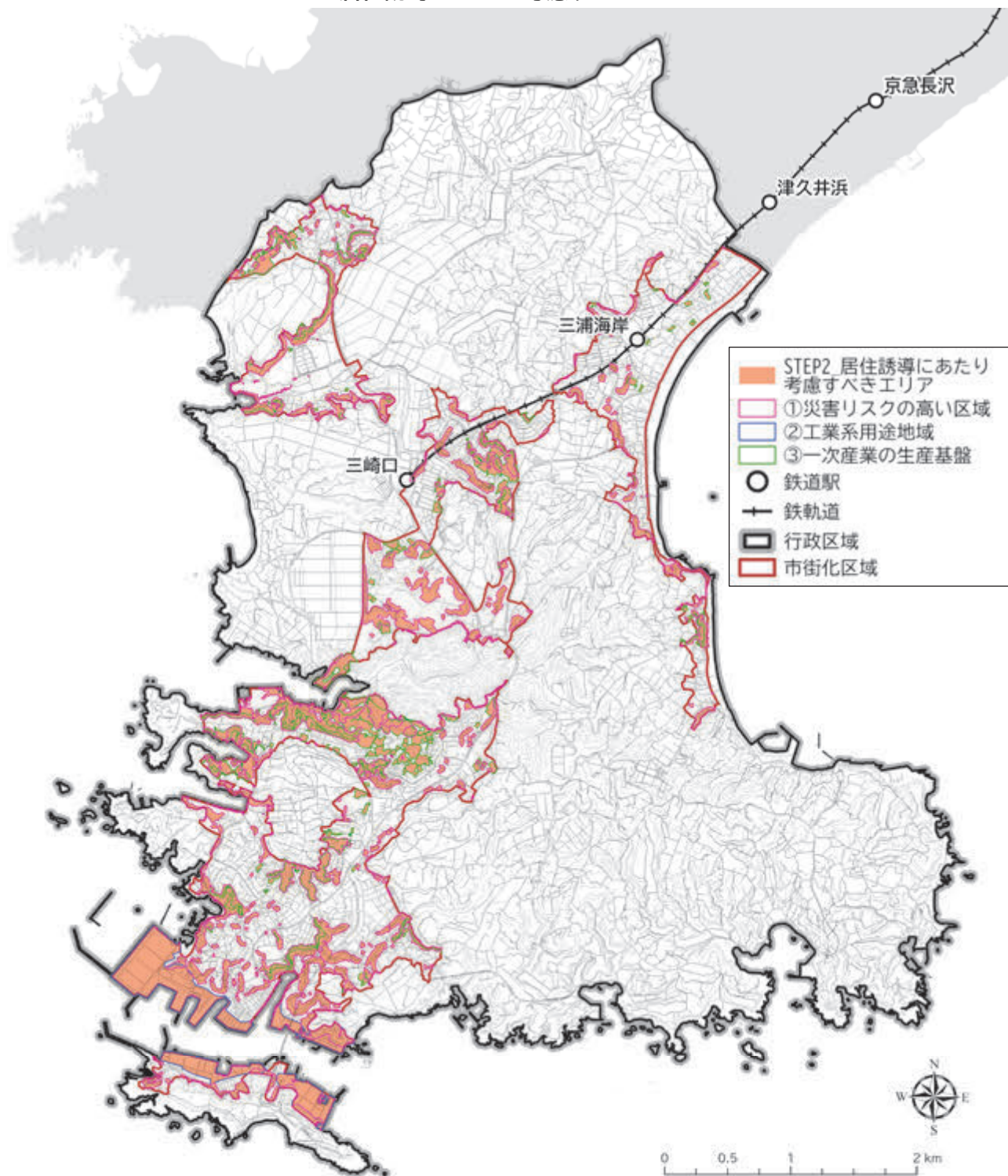


※市街地内農地（1ha以上の農地）は、都市計画基礎調査による

●居住誘導にあたり考慮すべきエリア

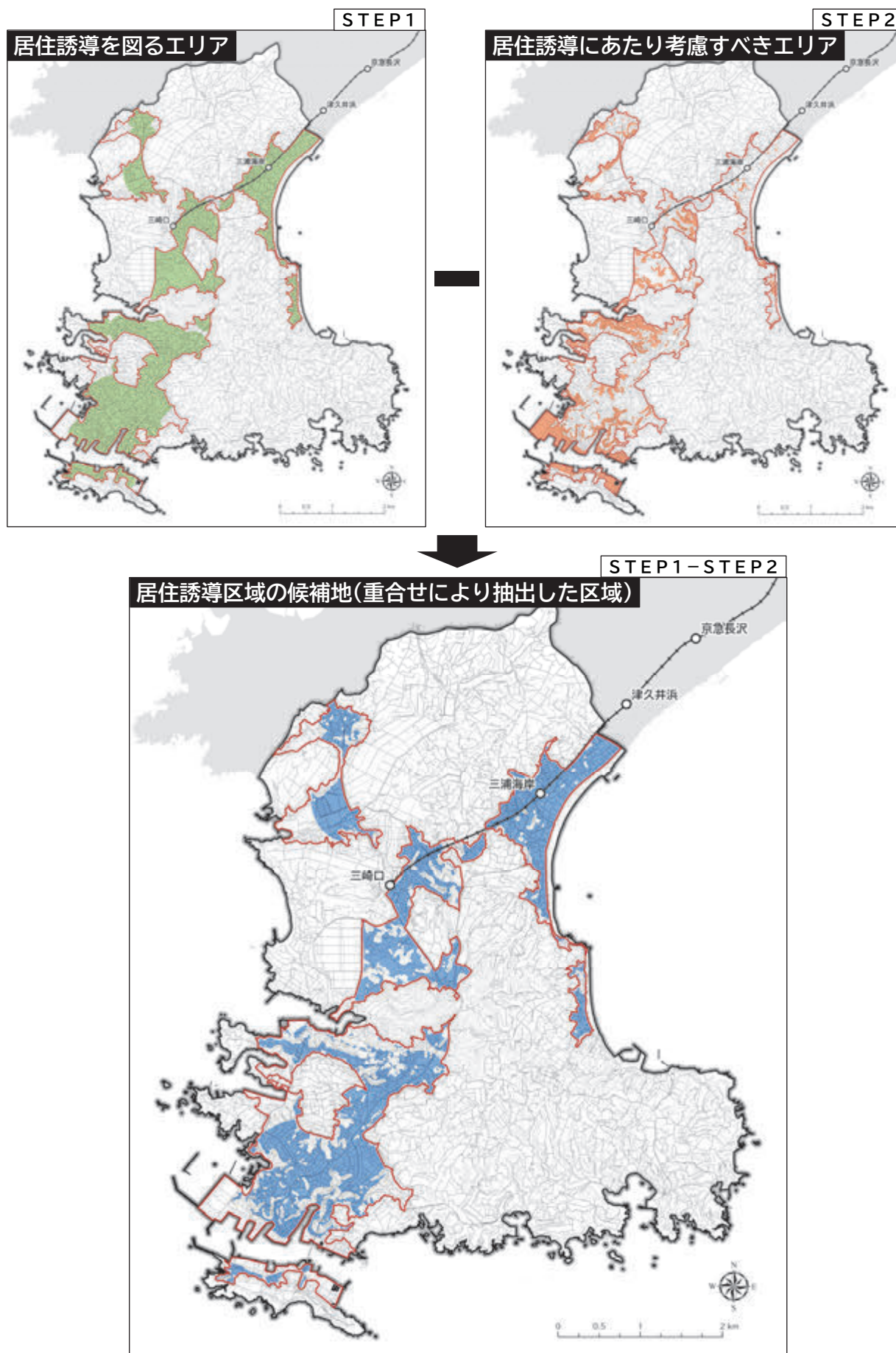
○①～③の居住誘導にあたり考慮すべきエリアを重ね合わせ、以下の区域を居住誘導区域の除外候補地とします。

■居住誘導にあたり考慮すべきエリア



3) 居住誘導区域の候補地の抽出

○前項までの検討を踏まえ、居住誘導区域の候補地となるエリアを以下のとおり抽出します。



(2) 居住誘導区域の設定

1) 区域境界線の詳細設定

○居住誘導区域の候補地をもとに、以下の考え方で区域境界線を確定し、居住誘導区域を設定します。

居住誘導区域の候補地（重合せにより抽出した区域）

区域境界線の確定

■以下の手順で詳細の区域境界線を確定

- ・地形地物（道路界、河川界、水路界等）又は都市計画決定線（区域区分、用途地域、地区計画、土地区画整理事業、都市計画道路等）により囲われる街区を基本単位として区域境界線を設定
- ・居住誘導区域の候補地が街区内に含まれ、含まれる面積が街区面積の過半を占める場合は、街区全体を居住誘導区域に含める形で区域境界線を設定

■以下の範囲は「街区全体」を除外

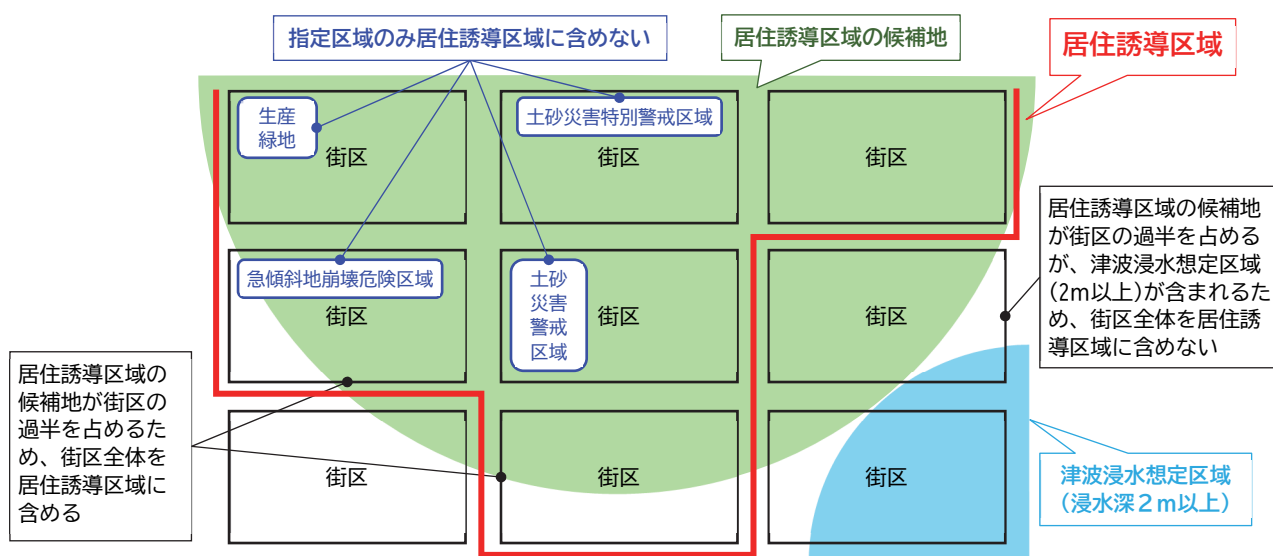
- ・津波浸水想定区域（浸水深2m以上（南海トラフ地震））の範囲が街区内に含まれる場合は、街区全体を除外

■以下の範囲は「指定範囲のみ」を除外

- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
- ・生産緑地、市街地内農地（1ha以上）

居住誘導区域

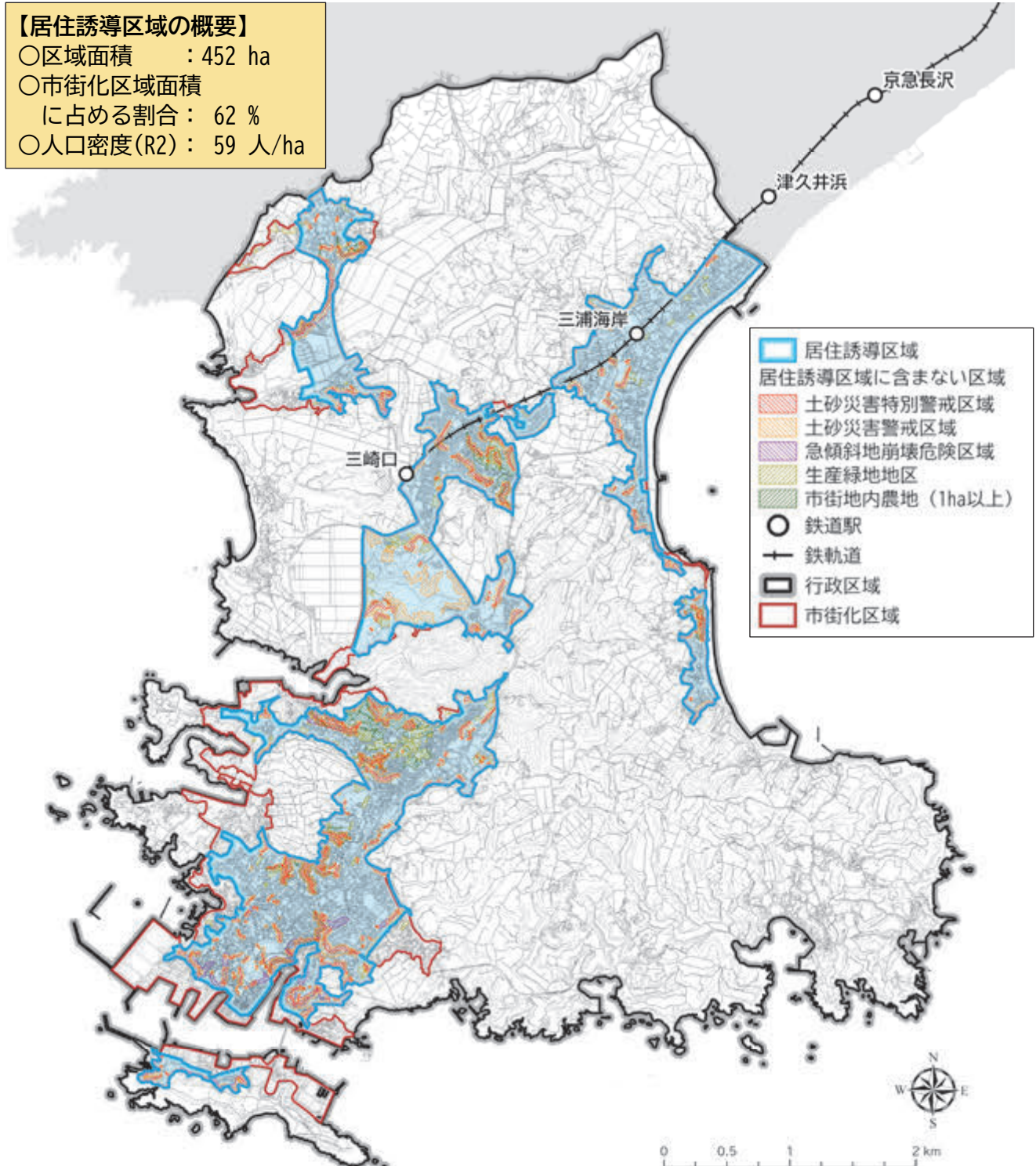
■居住誘導区域の設定手順（案）のイメージ



2) 居住誘導区域の設定

○前項で示した設定方針を踏まえ、居住誘導区域の範囲を以下のように設定します。

■居住誘導区域



第5章

誘導施策

目次

1. 誘導施策.....	78
(1) 都市機能誘導施策.....	79
(2) 居住誘導施策.....	85
(3) 公共交通関連施策.....	87
2. 届出制度.....	88
(1) 都市機能誘導区域外において届出対象となる行為.....	88
(2) 都市機能誘導区域内において届出対象となる行為.....	89
(3) 居住誘導区域外において届出対象となる行為.....	90

1. 誘導施策

○誘導方針に基づき、居住や都市機能の誘導、公共交通ネットワークの維持・充実にに向けた取組を推進することから、以下の施策体系により誘導施策を整理します。なお、防災に関する誘導方針に基づく施策は、第6章防災指針の「防災まちづくりの取組」において整理します。

■誘導施策の施策体系

【誘導方針】

拠点の特性を
踏まえた都市機能の誘導・集積



【誘導施策】

(1)都市機能誘導施策

1) 中心拠点

①市民交流拠点整備事業の推進による高次都市機能の誘導・集積

2) 産業交流拠点

①新海業プロジェクトの推進による三崎漁港の集客力・魅力の向上

②城ヶ島西部地区まちづくりの推進による観光拠点の形成

③旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地の活用による観光拠点の形成

3) 地域・生活拠点

①三浦海岸駅周辺における観光振興機能の強化

②潮風アリーナ周辺における拠点的都市機能の維持・確保

(2)居住誘導施策

人口減少、少子
高齢化を見据え
た居住誘導



1) 移住・定住促進策

①市が講じる移住・定住促進策の検討

②金融機関との連携による居住誘導の支援制度検討

2) 住宅ストックの利活用による居住誘導の受け皿づくり

①空き家バンクによる住宅ストックの市場流通促進

②マンション管理適正化推進計画に基づく良質な住宅ストックの確保

3) 住みやすい居住環境の創出

①都市計画税を活用した都市計画施設の改修による居住環境の向上

②居住誘導区域内への生活サービス施設の立地誘導

(3)公共交通関連施策

利便性の高い
公共交通
ネットワーク
の維持・充実



1) 交通結節点の強化・充実

①三崎口駅と三浦海岸駅における交通結節機能の強化、駅前空間の創出

2) 公共交通の維持・確保

①三浦半島生活交通ネットワーク計画協議会に基づく基幹的バス路線の維持・確保

②三浦市地域公共交通会議に基づく地域における多様な交通手段の維持・確保

(1) 都市機能誘導施策

1) 中心拠点

①市民交流拠点整備事業の推進による高次都市機能の誘導・集積

概要	引橋地区地区計画に基づき、市の中心部にふさわしい市民交流拠点の形成を目指し、公共施設の集約と市民交流スペースの拡充を図るとともに、民間事業者の提案による商業施設等を整備し、様々な人々の交流活性化につながる拠点の整備を官民連携で推進します。 本事業で整備する公共施設は、市役所、図書館等を予定しています。
関連計画	引橋地区地区計画（令和6年2月） 引橋地区都市再生整備計画（令和4年12月）

【整備方針概要図（引橋地区都市再生整備計画）】



【公共施設のイメージ】



2) 産業交流拠点

①新海業プロジェクトの推進による三崎漁港の集客力・魅力の向上

概要	新海業プロジェクトは、三崎漁港グランドデザインに基づき実施する三崎漁港（本港地区及び新港地区）の海業振興を目指す用地利活用プロジェクトです。 官民連携により、うらりマルシェの改修を行うとともに、観光施設の改修や事業用地の活用により、三崎漁港の集客力や魅力の向上を図ります。
関連計画	三崎漁港グランドデザイン

【三崎漁港グランドデザインのアクションプラン】

- ・係留施設の集約化
- ・漁港の安全確保のための津波災害対策
- ・うらりマルシェ～はまゆう間の回遊性向上
- ・うらりマルシェの改修及びサンポートみさき跡地等の利活用

【三崎漁港「海業振興」のためのゾーニングイメージ】



【用地利活用プロジェクトの事業用地】



面積概算

- ① 1.7ha
- ② 0.4ha
- ③ 0.9ha
- 計 3.0ha

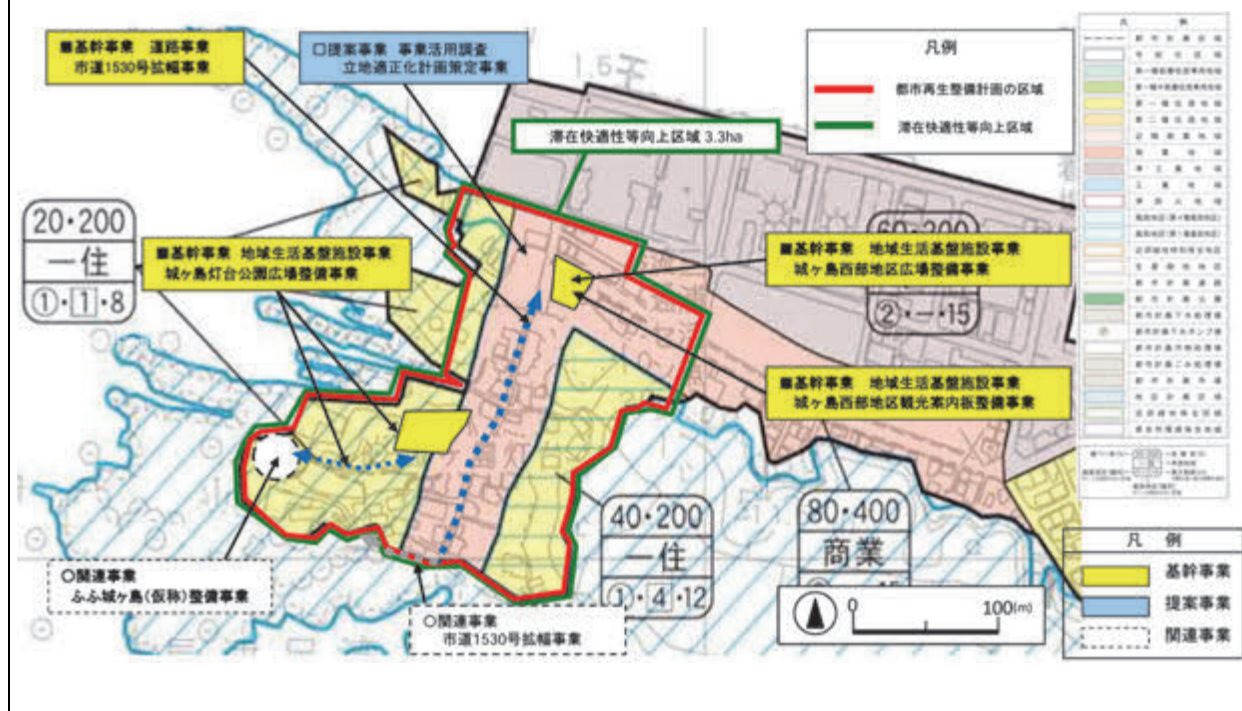
所有別面積

- 国：0.3ha
- 県：2.6ha
- 市：0.1ha
- 計 3.0ha

②城ヶ島西部地区まちづくりの推進による観光拠点の形成

概要	城ヶ島西部地区地区計画に基づき、観光地としての発展・活性化を図り、地域住民や来訪者が安全に居住・滞在できる環境を実現するため、国際競争力の強化に資する宿泊施設の整備や、災害時の迅速な避難に資する都市基盤施設の整備を推進します。
関連計画	城ヶ島西部地区地区計画（令和5年1月） 城ヶ島西部地区都市再生整備計画（令和5年3月）

【整備方針概要図（城ヶ島西部地区都市再生整備計画）】



③旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地の活用による観光拠点の形成

概要	当該地は、旧三崎中学校や市役所などの公共施設が集中している用地であり、市役所の移転に伴い、これらまとまった市有地を観光振興や地域経済の活性化のために利活用することとしています。 具体的には、観光客が集まる三崎下町地区に近接する地の利を生かし、官民連携により、関係人口の創出、滞在時間延長や消費額の増加に資する短期～長期滞在の宿泊ニーズにも対応可能な施設・機能の整備を推進します。
関連計画	—
【地区の概要】  所在地 三浦市城山町1番1号外 土地所有者 神奈川県三浦市 約31,488㎡ 対象地 (①～⑦の合計、市道除く) 敷地面積 (内訳) ①: 18,432㎡ ②: 4,209㎡ ③: 518㎡ ④: 638㎡ ⑤: 532㎡ ⑥: 6,789㎡ ⑦: 380㎡ 地定土地価格 1,004,786,200円 (※31,900円/㎡) 用途地域等 ※1 第一種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 建築物の高さの最高限度12m ※2 近隣商業地域 建ぺい率60% 容積率200% 建築物の高さの最高限度15m 上下水道 上水道: 三浦市営水道から供給 下水道: 公共下水道区域外 ※1: ①、⑤、⑥、⑦を含む土地 ※2: ②、③、④を含む土地 A地区: ①中学校校舎、体育館、グラウンド等 B地区: ④⑤⑥青少年会館(解体予定)、田三浦市体育館(解体済)、駐車場 C地区: ②市役所本館・分館、駐車場 【事業用地の利活用方針】  《想定される導入機能の例示》 ・短期～長期の滞在に対応する宿泊施設 ・リピーターも楽しめるアクティビティや憩いの場 ・三崎港との回遊性、市内の他の観光スポットとの連携 ・三浦の魅力(地場野菜、水産物、自然環境等)の発信 ・市民の働く場の創出、市民との交流 ・既存産業と調和し、相乗効果の見込める利活用 ・二拠点居住や移住にも対応できる住宅等開発	

3) 地域・生活拠点

①三浦海岸駅周辺における観光振興機能の強化

○三浦海岸駅周辺は、観光の玄関口や海洋リゾート機能等の複合地という特性を活かし、観光案内機能の強化を図るとともに、民間事業者との連携による観光コンテンツの充実を図るなど、観光振興機能の強化に向けた施策を展開します。

■三浦海岸駅周辺の観光資源



[出典：きままに散歩 三浦海岸駅（三浦観光情報発信協議会発行）]

■三浦海岸駅を起点に運行する観光周遊バス「オープントップバス」



[写真提供：京急電鉄（株）]

②潮風アリーナ周辺における高次都市機能の維持・充実

- 潮風アリーナ周辺は、国道 134 号により横須賀方面とつながり、三浦縦貫道路から本市の南部に向かうための経路上にあり、バス交通が充実しています。
- また、公共施設や大規模商業施設などの都市機能が集積しており、初声地域の地域住民のみならず、多くの市民や周辺市町の住民にも利用されています。
- こうした特性を踏まえ、文化・交流、商業など高次の都市機能の維持・充実を図ります。



潮風アリーナ

(2) 居住誘導施策

1) 移住・定住促進策

①市が講じる移住・定住促進策の検討

○本市では、若年婚姻世帯への住宅取得等費用を補助する結婚支援事業や、持ち家のリフォーム工事助成を行う住宅リフォーム助成事業などを実施しています。居住誘導区域内については、市外や居住誘導区域外から転入・転居する方を対象に、住宅取得等費用を補助する事業を検討します。

②金融機関との連携による居住誘導の支援制度検討

○本市と地方創生に向けた移住・定住促進に関する連携協定を締結した金融機関において、本市が定める移住・定住支援対象要件を満たす方を対象に住宅ローンの金利優遇を実施しています。

○住宅金融支援機構では、地域特性を踏まえた住まいづくり・まちづくり等に関する取組を支援しており、その支援策の1つとして、居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げを実施しています。居住誘導の促進に向けて、この金融機関との連携による支援制度の導入について検討します。

■フラット35 地域連携型の概要

「フラット35（地域連携型）」の概要																																							
ずっと固定金利の安心 【フラット35】 国土交通省																																							
制度の概要 ○「子育て支援」、「空き家対策」、「U/Iターン」、「地域産材使用」、「防災対策」、「コンパクトシティ形成」、「景観形成」、「グリーン化」の8テーマについて、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、地域特性を踏まえた住まいづくり・まちづくり等に関する取組を支援。																																							
●フラット35 地域連携型の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>金利の引下げ幅</th><th>連携自治体数*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援</td><td>・子育て世帯が住宅を取得する場合</td><td>当初5年間</td><td>455</td></tr> <tr> <td>空き家対策</td><td>・空き家を取得する場合【2023年4月より拡充】</td><td>▲0.50%</td><td>260</td></tr> <tr> <td>U/Iターン</td><td>・U/Iターンを契機として住宅を取得する場合</td><td></td><td>328</td></tr> <tr> <td>地域産材使用</td><td>・地域産材を使用した住宅を取得する場合</td><td></td><td>55</td></tr> <tr> <td>防災対策</td><td>・防災・減災対策に資する住宅を取得する場合</td><td></td><td>100</td></tr> <tr> <td>コンパクトシティ形成</td><td>・居住誘導区域「外」から、居住誘導区域「内」に移住する際に、住宅を取得する場合</td><td>当初5年間 ▲0.25%</td><td>25</td></tr> <tr> <td>景観形成</td><td>・街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合</td><td></td><td>4</td></tr> <tr> <td>グリーン化</td><td>・グリーン化(断熱等性能等級6.7相当の高断熱住宅を取得)する場合【2023年4月より追加】</td><td></td><td>9</td></tr> </tbody> </table>						金利の引下げ幅	連携自治体数*	子育て支援	・子育て世帯が住宅を取得する場合	当初5年間	455	空き家対策	・空き家を取得する場合【2023年4月より拡充】	▲0.50%	260	U/Iターン	・U/Iターンを契機として住宅を取得する場合		328	地域産材使用	・地域産材を使用した住宅を取得する場合		55	防災対策	・防災・減災対策に資する住宅を取得する場合		100	コンパクトシティ形成	・居住誘導区域「外」から、居住誘導区域「内」に移住する際に、住宅を取得する場合	当初5年間 ▲0.25%	25	景観形成	・街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合		4	グリーン化	・グリーン化(断熱等性能等級6.7相当の高断熱住宅を取得)する場合【2023年4月より追加】		9
		金利の引下げ幅	連携自治体数*																																				
子育て支援	・子育て世帯が住宅を取得する場合	当初5年間	455																																				
空き家対策	・空き家を取得する場合【2023年4月より拡充】	▲0.50%	260																																				
U/Iターン	・U/Iターンを契機として住宅を取得する場合		328																																				
地域産材使用	・地域産材を使用した住宅を取得する場合		55																																				
防災対策	・防災・減災対策に資する住宅を取得する場合		100																																				
コンパクトシティ形成	・居住誘導区域「外」から、居住誘導区域「内」に移住する際に、住宅を取得する場合	当初5年間 ▲0.25%	25																																				
景観形成	・街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合		4																																				
グリーン化	・グリーン化(断熱等性能等級6.7相当の高断熱住宅を取得)する場合【2023年4月より追加】		9																																				

※ 令和6年4月1日現在。なお、地域連携型の連携自治体数(全体)は、複数の施策で連携している場合があるため、各施策の合計値と一致しない。

[出典：国土交通省資料]

2) 住宅ストックの利活用による居住誘導の受け皿づくり

①空き家バンクによる住宅ストックの市場流通促進

○本市では、空き家の有効活用を通じて、定住促進等による地域活性化を図るため、空き家バンクを実施しています。空き家バンクにより、従来の不動産流通ではキャッチできない定住希望者や、子育て世帯等を取り込み、居住誘導区域内への誘導促進を図ります。

②マンション管理適正化推進計画に基づく良質な住宅ストックの確保

○三浦市マンション管理適正化推進計画に基づき、マンションの適正な管理を推進するための施策を講じることで、居住誘導の受け皿となるマンション等の良質な住宅ストックの維持・確保を図ります。

3) 住みやすい居住環境の創出

①都市計画税を活用した都市計画施設の改修による居住環境の向上

○老朽化した道路、公園などの都市インフラの計画的な改修を進めるため、都市計画施設の改修事業について、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度が創設されました。また、この場合においても、通常の都市計画事業と同様に都市計画税を充当して改修工事を進めることができます。

○本市においても、都市インフラの老朽化が進展しているため、このような制度を活用して居住誘導区域内の公園のリニューアルといった居住環境の向上に向けた取り組みを検討します。

②居住誘導区域内への生活サービス施設の立地誘導

○子育て支援施設や介護保険施設は、市・県が許認可等を行う施設となっており、関連計画等に基づき、事業者募集・選定を実施しています。これらの施設は、居住誘導区域内の生活利便性を高める生活サービス施設であることから、募集・選定に際して、居住誘導区域への立地に関する評価基準（加点点評価）の設定を検討し、居住誘導区域への立地誘導を図ります。

(3) 公共交通関連施策

1) 交通結節点の強化・充実

- 三崎口駅及び三浦海岸駅については、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関相互の交通結節機能の強化、市民や観光客等を迎える「市の玄関口」となる駅前空間の創出、観光型 MaaS の利用促進に向け、関係機関との調整を進めます。
- 路線バスの結節点となっている三崎公園（三崎港ロータリー）については、観光拠点の中心地としての交通結節機能の強化に向けて、三崎漁港グランドデザインのアクションプランと整合を図りながら、関係機関との調整を進めます。



三崎口駅



三浦海岸駅

2) 公共交通の維持・確保

①三浦半島生活交通ネットワーク計画協議会に基づく基幹的バス路線の維持・確保

- 地域交通を支援するための補助制度を活用するために必要な「生活ネットワーク計画」の策定に係る協議会として「三浦半島生活交通ネットワーク計画協議会」が設置されており、広域的な幹線バス路線の運行に関係する市町（三浦市、横須賀市、逗子市、葉山町）が参画しています。
- 本協議会に基づき、関係市町や交通事業者と連携を図り、市内外や拠点間を連絡する基幹的なバス路線の維持・確保に向けた各種取り組みを進めます。

②三浦市地域公共交通会議に基づく地域における多様な交通手段の維持・確保

- 道路運送法に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項を協議するため、三浦市地域公共交通会議を設置しています。
- 本会議に基づき、ライドシェアなど、地域における多様な交通手段の維持・確保に向けた各種取り組みを進めます。

2. 届出制度

- 住宅や誘導施設の整備の動きを市が把握し、適切な誘導を図るため、都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用します。
- なお、誘導施設に準ずる施設の届出は不要です。

(1) 都市機能誘導区域外において届出対象となる行為

- 都市機能誘導区域外において、誘導施設に設定されている施設の開発や建築等の行為を行う場合には届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第1項、第2項)

①開発行為

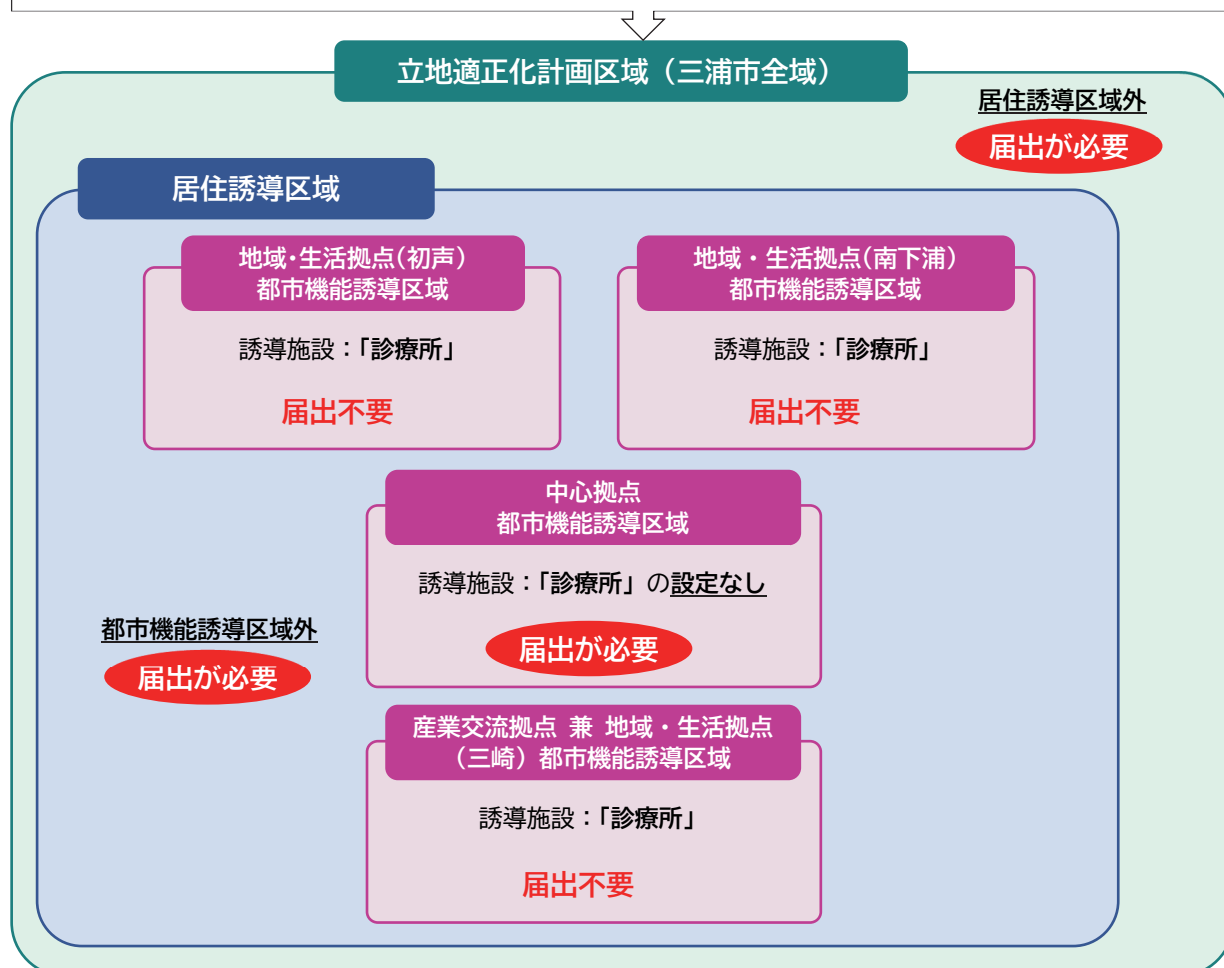
- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

②建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■誘導施設の開発や建築等の行為を行う場合の届出のイメージ

例) 誘導施設である「診療所(内科、外科、耳鼻咽喉科、小児科、産婦人科)」を開発又は建築する場合



(2) 都市機能誘導区域内において届出対象となる行為

○都市機能誘導区域内において、誘導施設に設定されている施設を休止または廃止しようとする場合には届出が必要となります。

■誘導施設を休廃止する場合の届出のイメージ

例) 誘導施設である「診療所（内科、外科、耳鼻咽喉科、小児科、産婦人科）」を休廃止する場合

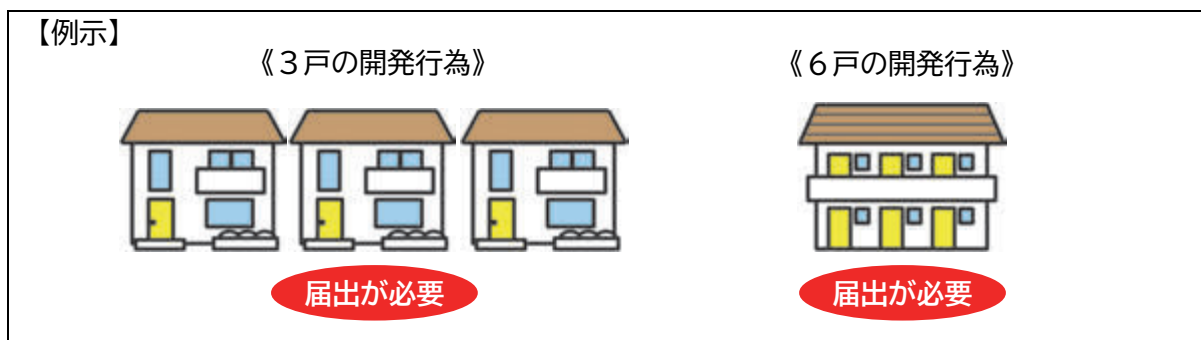


(3) 居住誘導区域外において届出対象となる行為

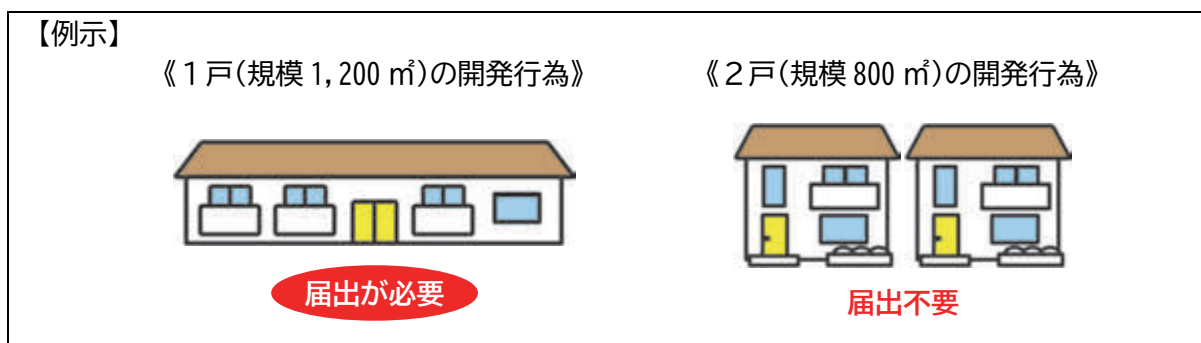
○居住誘導区域外において、住宅の開発や建築等の行為を行う場合には届出が必要となります。
(都市再生特別措置法第88条第1項)

① 開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

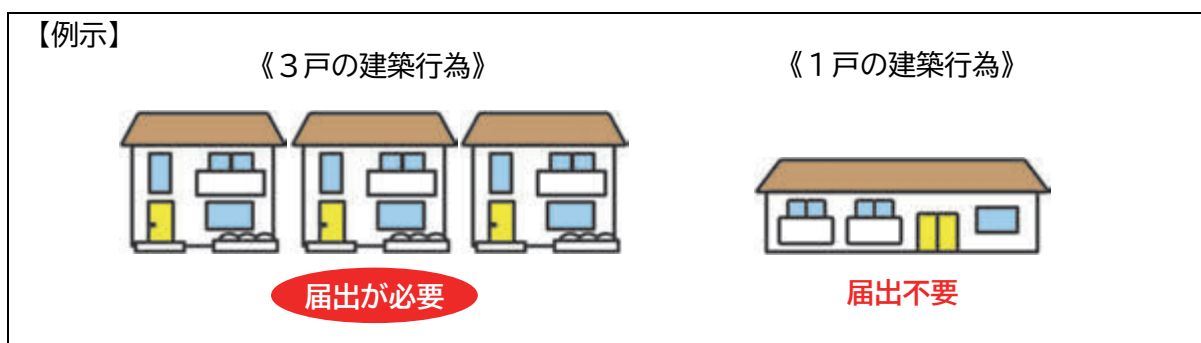


- ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



② 建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



第6章

防災指針

目次

1. 災害リスク分析と課題整理	92
(1) 防災指針とは	92
(2) 対象とするハザード情報	93
(3) 災害リスク分析の判断目安	94
(4) 津波災害のリスク分析	95
(5) 高潮災害のリスク分析	99
(6) 土砂災害のリスク分析	101
(7) その他風水害のリスク分析	103
(8) 地域別の防災上の課題整理	105
2. 防災まちづくりの取組方針	107
3. 具体的な取組	108
(1) 取組方針「リスク回避」の具体的な取組	108
(2) 取組方針「基盤整備」の具体的な取組	108
(3) 取組方針「避難対策」の具体的な取組	109
(4) 取組方針「情報の発信・共有」の具体的な取組	111
(5) 防災まちづくりの取組一覧	112

1. 災害リスク分析と課題整理

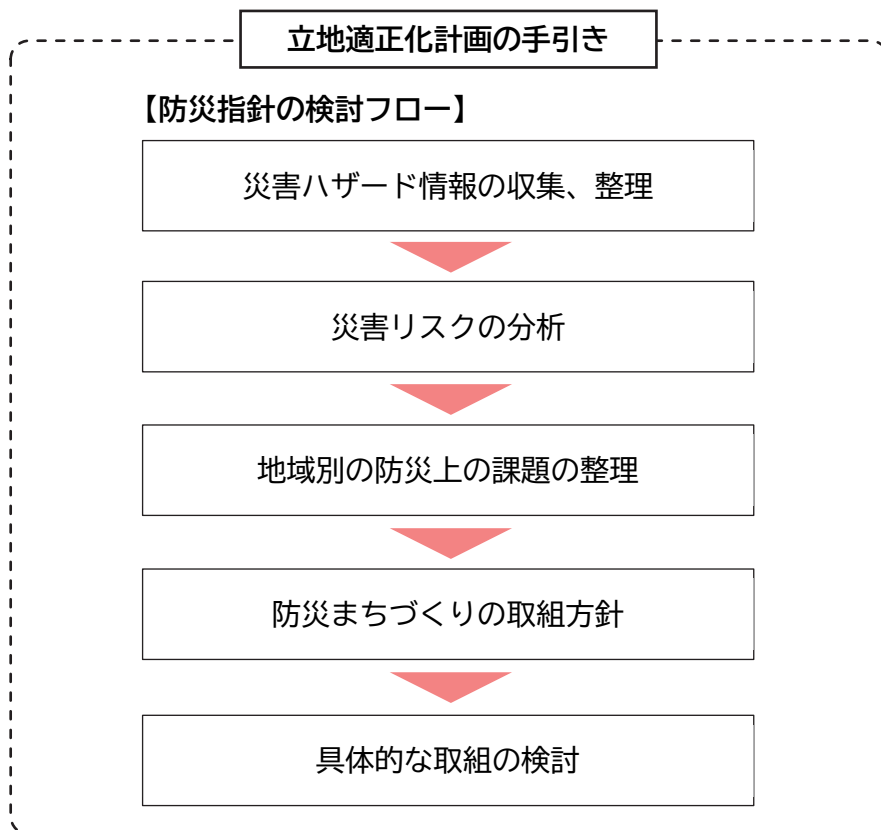
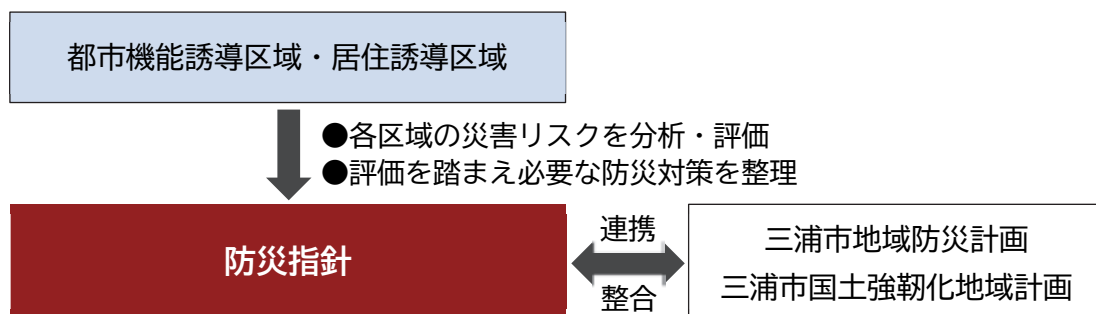
(1) 防災指針とは

○防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針です。

○本章では、災害ハザードデータと都市のデータを重ね合わせることで、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する情報を分析し、災害リスクが高い区域は居住誘導区域から除外し、含める場合は必要な対策を講じるなど、防災・減災対策を明らかにすることで各種災害に対する安全性を高めるための指針を立てます。

○防災指針は、防災指針の手引き（国土交通省）に示す以下のフローに基づき検討します。

■ 防災指針と誘導区域及び他計画との連携



(2) 対象とするハザード情報

○立地適正化計画作成の手引きでは、防災指針において対象とする災害は、洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害とされています。

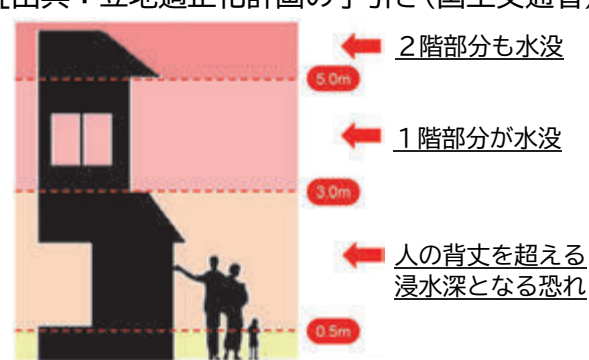
○これを踏まえ、誘導区域内の災害リスク分析を行うにあたり、対象とするハザード情報は以下のとおりとし、本市に該当するハザード情報のない洪水、雨水出水（内水）は定性的なリスク分析を行います。

■災害ハザードデータの収集

種別	ハザード情報	ハザードの概要	根拠法令等
津波	津波浸水想定 （最大クラス）	・発生確率は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波があった場合に、浸水被害が想定される区域です。 ・相模トラフ沿いの海溝型地震をはじめとする合計5つの地震による津波浸水予測図を基に、浸水域と浸水深が最大となるよう重ね合わせた浸水想定区域です。 ・発生間隔は、2千年から3千年あるいはそれ以上と想定されています。	・津波防災地域づくりに関する法律に基づき、神奈川県が設定し公表しています。
	津波浸水想定 （南海トラフ地震）	・最大クラスと比較して浸水域と浸水深は小さいものの、津波が発生した場合に、浸水被害が想定される区域です。 ・発生確率は、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）（令和5年11月）では30年以内70～80%、政府の地震調査委員会の公表（令和7年1月15日）では30年以内80%程度とされています。	
高潮	高潮浸水想定区域 （想定最大規模）	・相模灘沿岸及び東京湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、浸水被害が想定される区域です。	・水防法に基づき、神奈川県が設定し公表しています。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。	・土砂災害防止法に基づき、神奈川県が指定しています。
	土砂災害警戒区域	・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。	
	急傾斜地崩壊危険区域	・崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域です。	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、神奈川県が指定しています。

(3) 災害リスク分析の判断目安

○災害リスクには、市民の生活に影響があるリスクだけでなく、市民の命や財産にも影響する特に高いリスクもあります。災害リスクの分析を行ううえでこのようなリスクの大小を判断する目安を以下のとおり設定します。

種別	規模目安	想定される被害等
津波	浸水深 2 m 以上	木造家屋が全壊するリスクが高い
	浸水深 2 m 未満	木造家屋で再利用可能な可能性がある
	浸水深 1 m 未満	津波に巻き込まれても助かる可能性がある
	浸水深 0.3 m 未満	避難行動が可能である
	■東日本大震災時の浸水深と建物被害の状況 [出典：災害に強いまちづくりガイドライン(国土交通省中部地方整備局)] 	
高潮	浸水深 5 m 以上	一般的な家屋の 2 階が水没する
	浸水深 3 m 以上	一般的な家屋の 2 階床下部分に相当し、浸水深 3 m を上回ると垂直避難で対応できない可能性がある
	浸水深 2 m 以上	人の背丈を超える浸水深となる
	浸水深 0.5 m 以上	屋外への避難が困難となる可能性がある
	■浸水深と人的被害のリスク [出典：立地適正化計画の手引き(国土交通省)] 	
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 (レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域
	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

(4) 津波災害のリスク分析

1) 最大クラスの津波

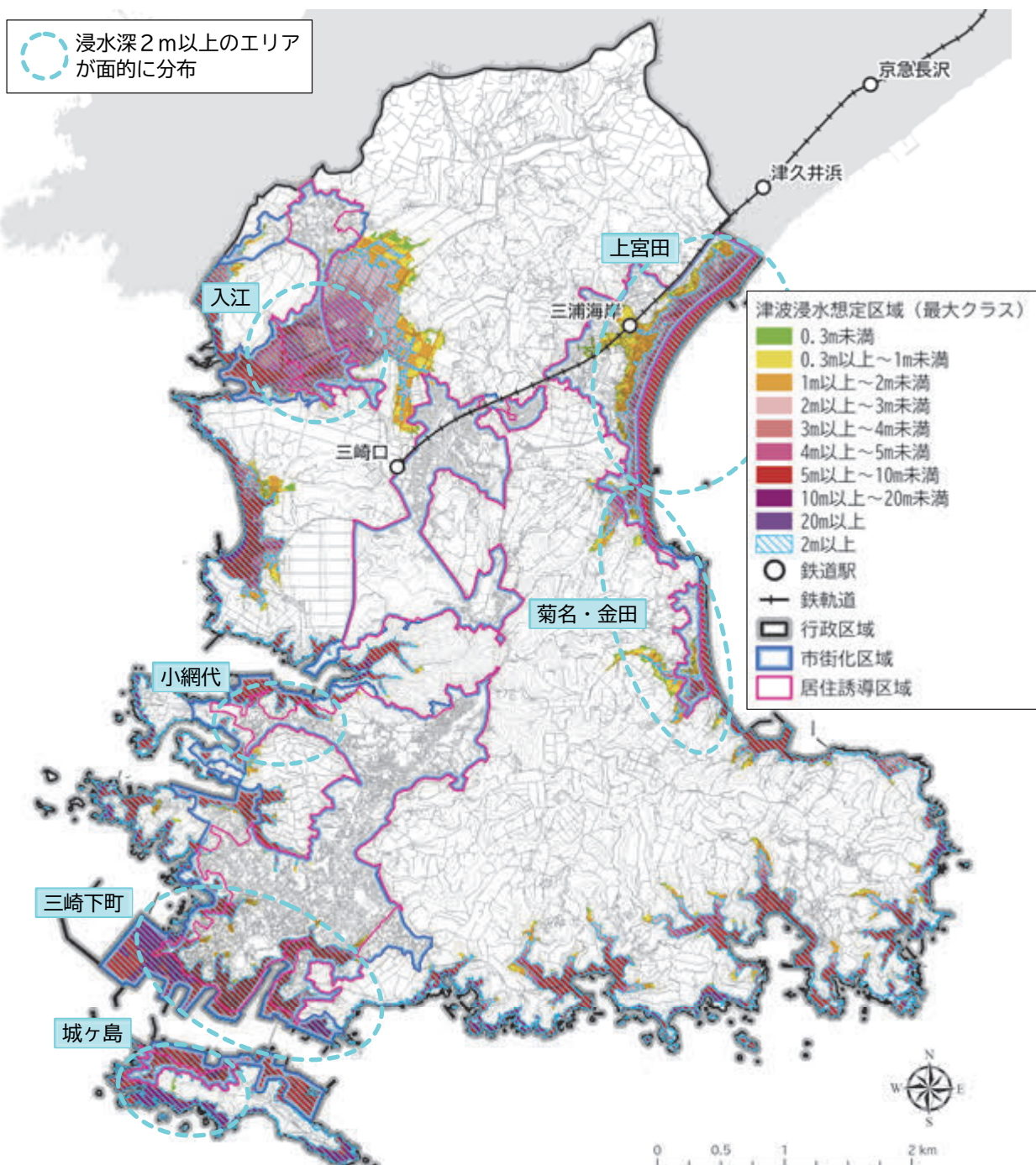
①木造家屋の全壊リスクの高い浸水深2 m以上の地区の抽出

- 浸水深2 m以上の想定区域の面積は、約44%が市街化区域に分布し、その一部は居住誘導区域にも分布しています。
- 特に、入江、上宮田、菊名・金田、小網代、三崎下町等の居住誘導区域において浸水深2 m以上の想定区域が面的に分布しています。

■津波浸水想定区域の指定面積(左: ha、右: 割合)

区域	浸水想定区域全体		浸水深2 m以上	
市街化区域	262.7	42.7%	215.3	43.9%
市街化調整区域	352.3	57.3%	275.6	56.1%
全市	615.0	100.0%	490.9	100.0%

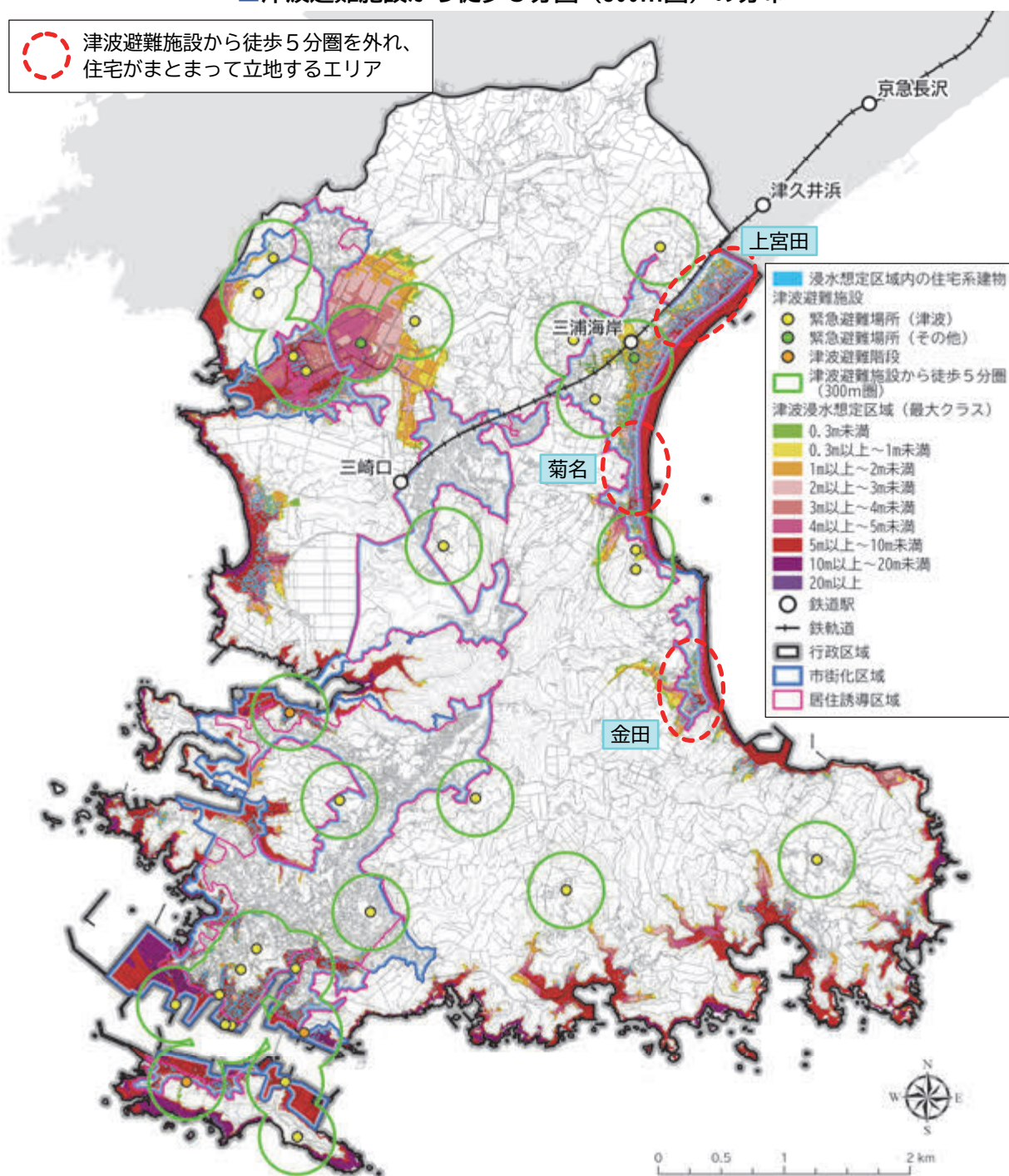
■津波浸水想定区域【最大クラスの津波（相模トラフ等）】の分布状況



②津波避難施設への迅速な避難が困難な地区の抽出

- 最大クラスの津波の最大波到達時間は最短5分となっており、発災時には津波避難施設や高台等への早期避難が必要となっています。
- 本市では、緊急避難場所（津波）及び津波避難ビルの指定・確保や、津波避難階段の整備などの津波避難対策を進めていますが、これらの津波避難施設が、最大波到達時間である5分の間に徒歩で到達できない地区が一部において確認できます。
- これらの地区では、災害リスクの低い内陸部や高台に近接しているため、これらの安全な場所へ迅速に避難できるよう対策を図ることが必要と考えられます。

■津波避難施設から徒歩5分圏（300m圏）の分布



2) 南海トラフ地震による津波

①木造家屋の全壊リスクの高い浸水深2 m以上の地区の抽出

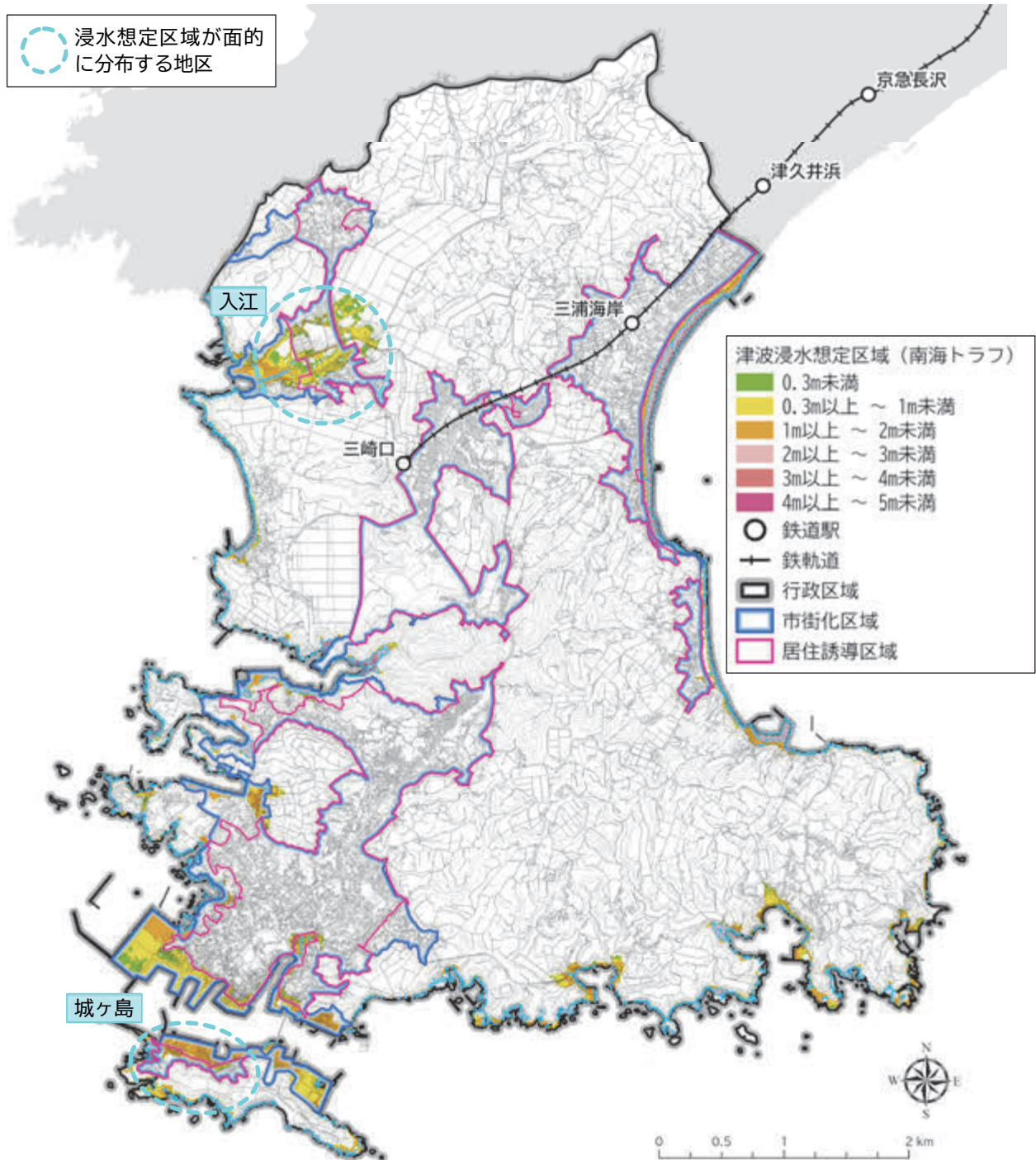
○南海トラフ地震による津波浸水深2 m以上のエリアは居住誘導区域から除外しているため、該当地区はありません。

○入江、城ヶ島の居住誘導区域において浸水深 0.3m～2m未満の想定区域が面的に分布しています。

■津波浸水想定区域の指定面積(左: ha、右: 割合)

区域	浸水想定区域全体		浸水深2 m以上	
市街化区域	114.8	48.8%	9.2	16.6%
市街化調整区域	120.4	51.2%	46.2	83.4%
全市	235.2	100.0%	55.4	100.0%

■津波浸水想定区域【南海トラフ地震による津波】の分布状況

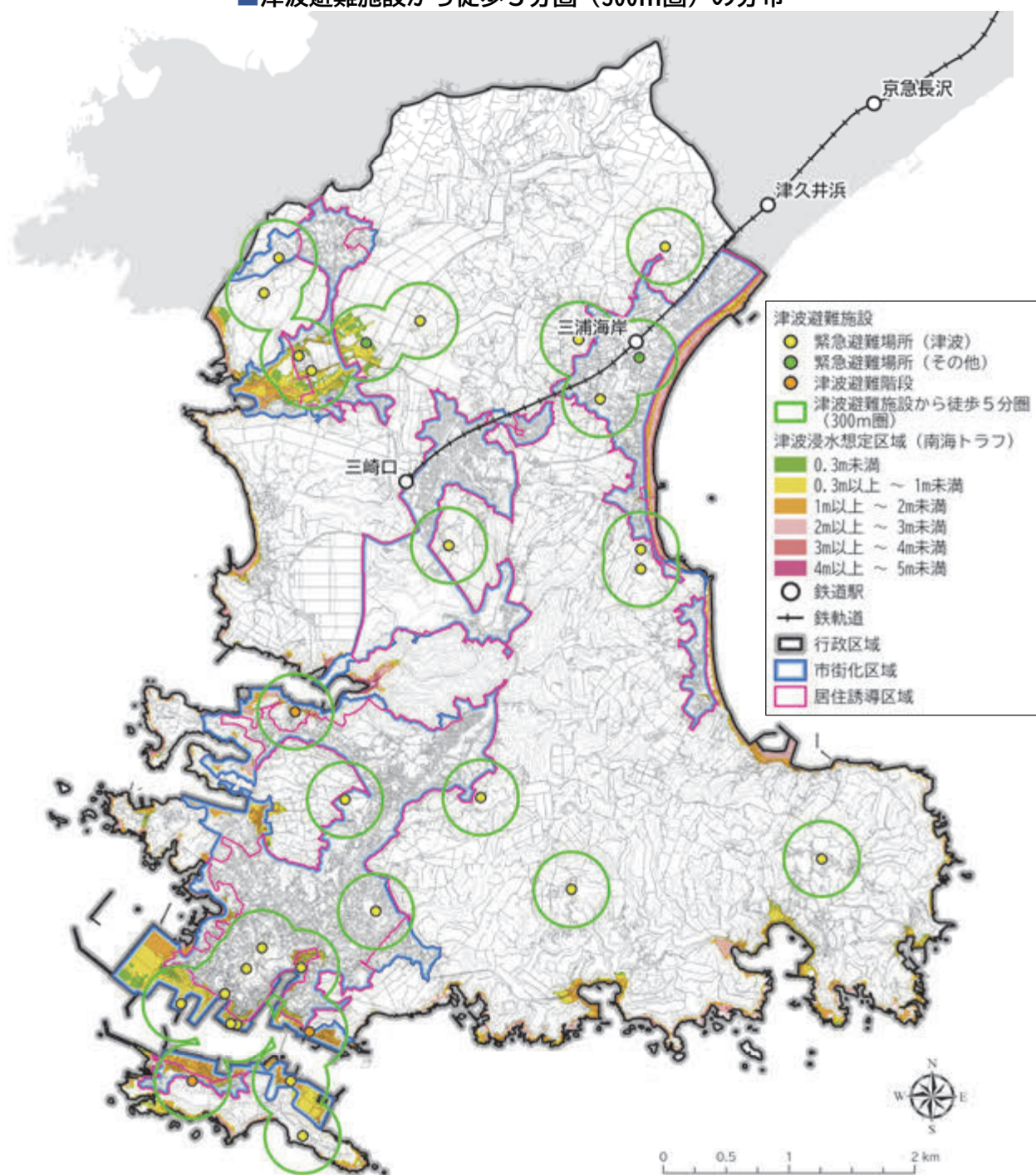


②津波避難施設への迅速な避難が困難な地区の抽出

○本市は、南海トラフ地震の津波より 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域に該当しており、発災時には津波避難施設や高台等への早期避難が必要となっています。

○最大クラスと同様に津波避難施設から徒歩 5 分圏の分布と浸水想定区域を重ね合わせた場合、居住誘導区域内の浸水想定区域では 5 分の間に津波避難施設へ到達できることが確認できます。

■津波避難施設から徒歩 5 分圏（300m 圏）の分布



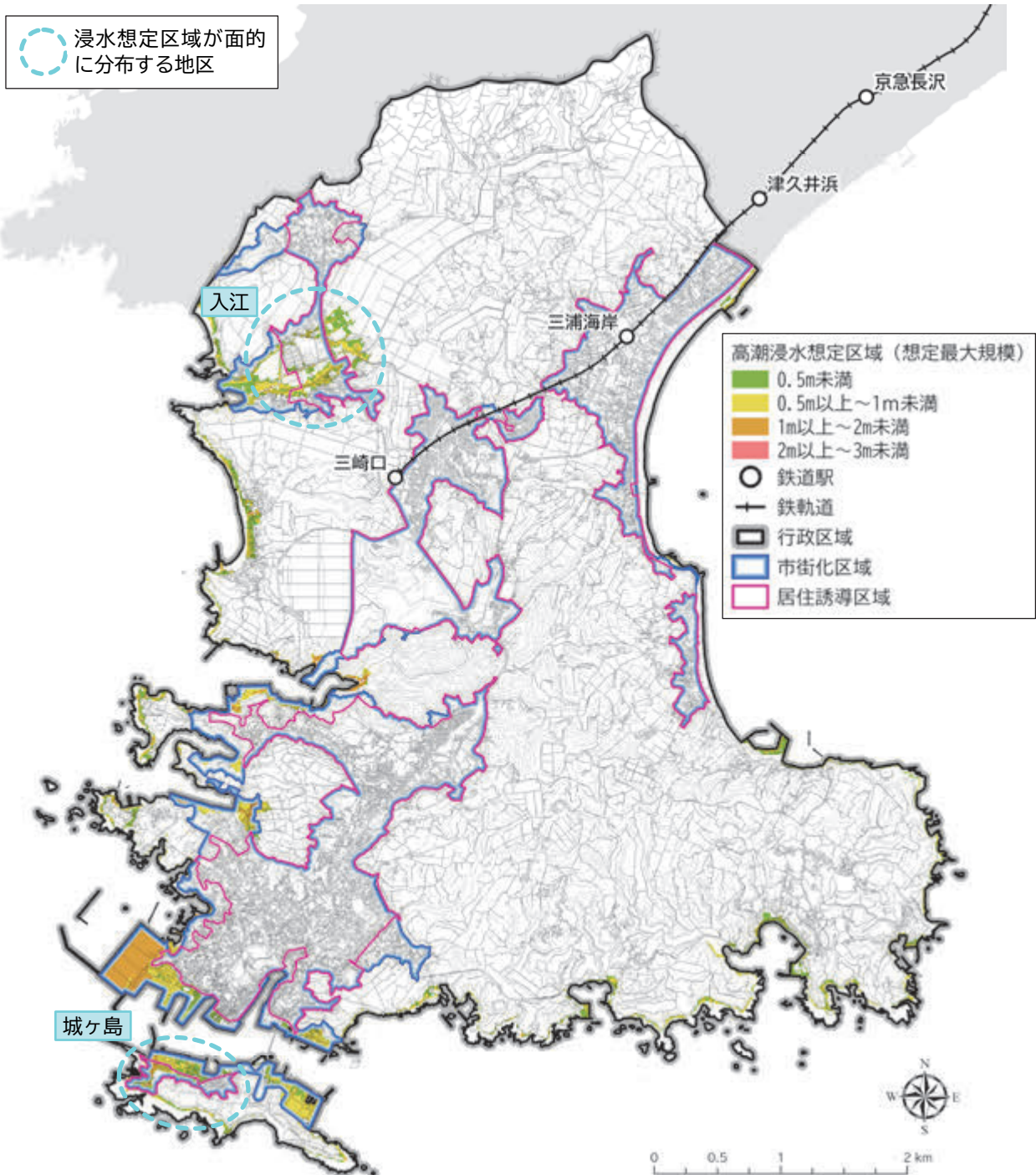
(5) 高潮災害のリスク分析

① 垂直避難ができない可能性のある浸水深3m以上の地区の抽出

○本市における浸水深の最大値は2.9mであり、浸水深3m以上の該当地区はありません。

○入江、城ヶ島の居住誘導区域において浸水深0.3m～2m未満の想定区域が面的に分布しています。

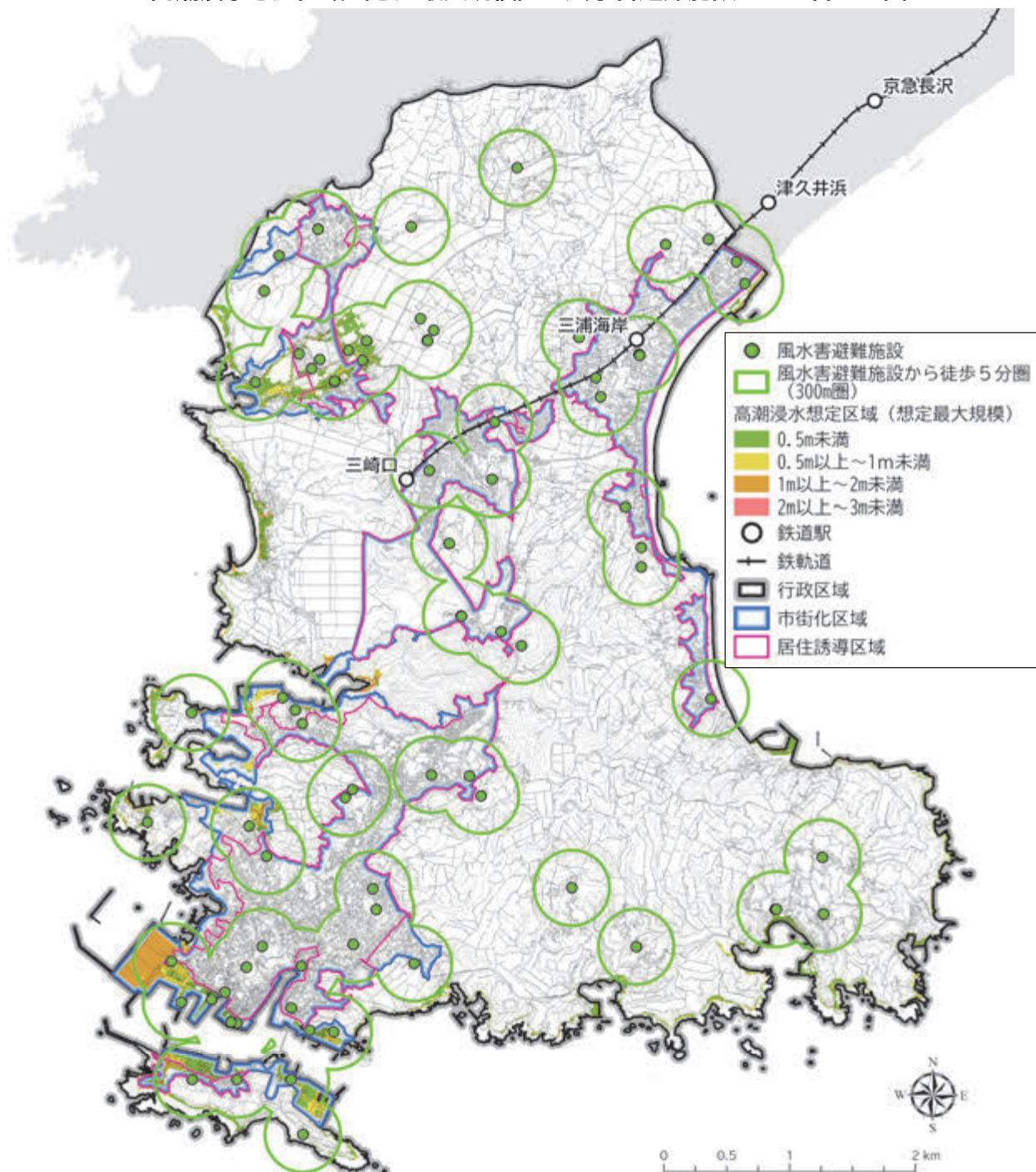
■ 高潮浸水想定区域（想定最大規模）の分布状況



②風水害避難施設への迅速な避難が困難な地区の抽出

- 風水害避難施設は市内に広く分布しており、これらの施設の徒歩圏は概ね浸水想定区域内をカバーしています。
- 居住誘導区域内において浸水想定区域が分布している入江や城ヶ島においても風水害避難施設が地区内に立地しており、徒歩圏での避難が可能となっています。

■高潮浸水想定区域（想定最大規模）と風水害避難施設の重ね合わせ図



(6) 土砂災害のリスク分析

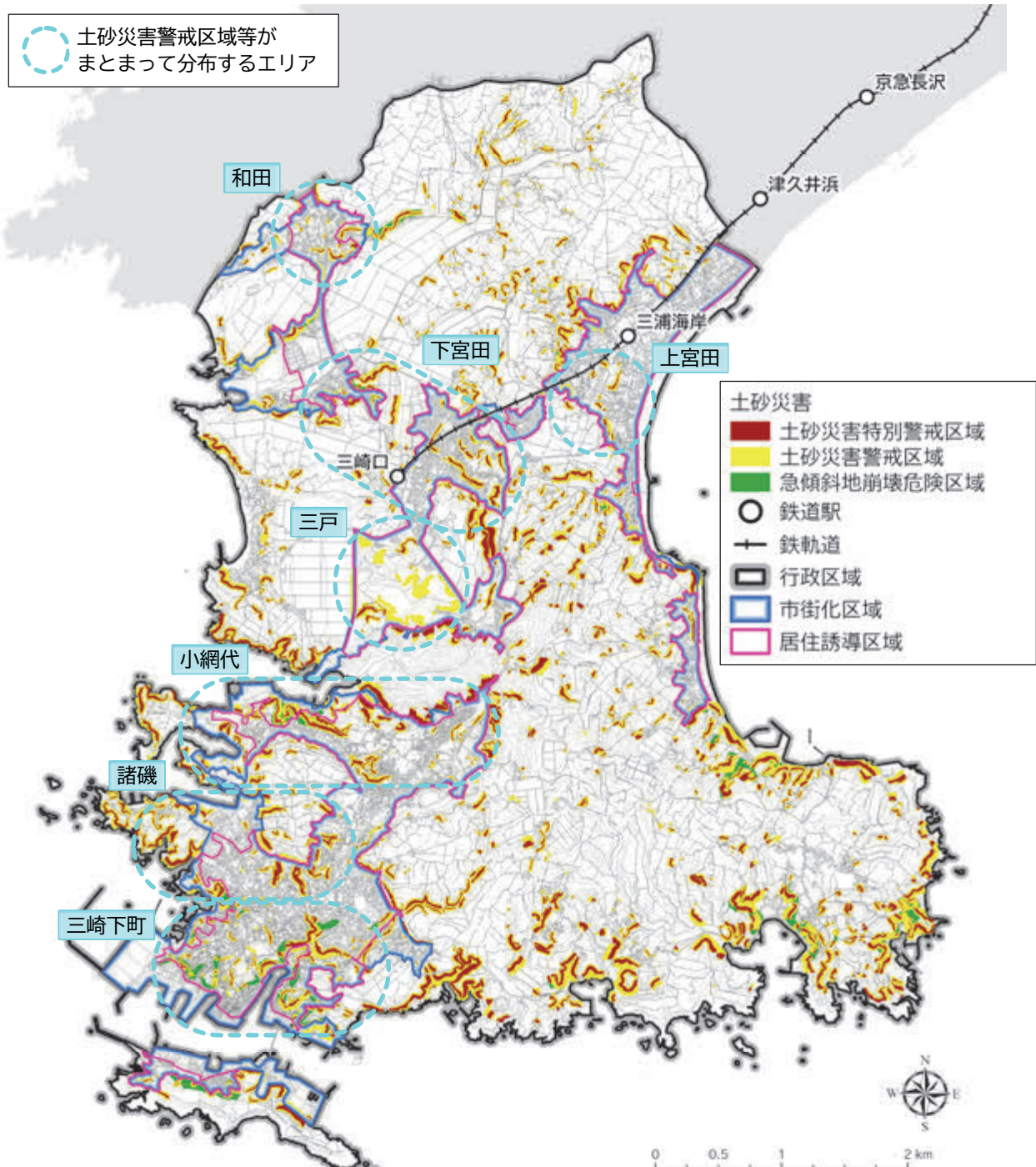
①土砂災害の被害を受ける恐れがある地区の抽出

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（以下、「土砂災害警戒区域等」）の指定面積の合計は、市街化区域内の割合が約33%を占めています。
- 特に、和田、下宮田、上宮田、三戸、小網代や三崎下町等で多く分布しています。

■土砂災害警戒区域等の指定面積（左：ha、右：割合）

区域	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域	
市街化区域	174.1	32.5%	79.7	34.1%
市街化調整区域	360.8	67.5%	154.0	63.9%
全市	534.9	100.0%	233.7	100.0%

■土砂災害警戒区域等の分布状況



②要配慮者利用施設にリスクがある地区の抽出

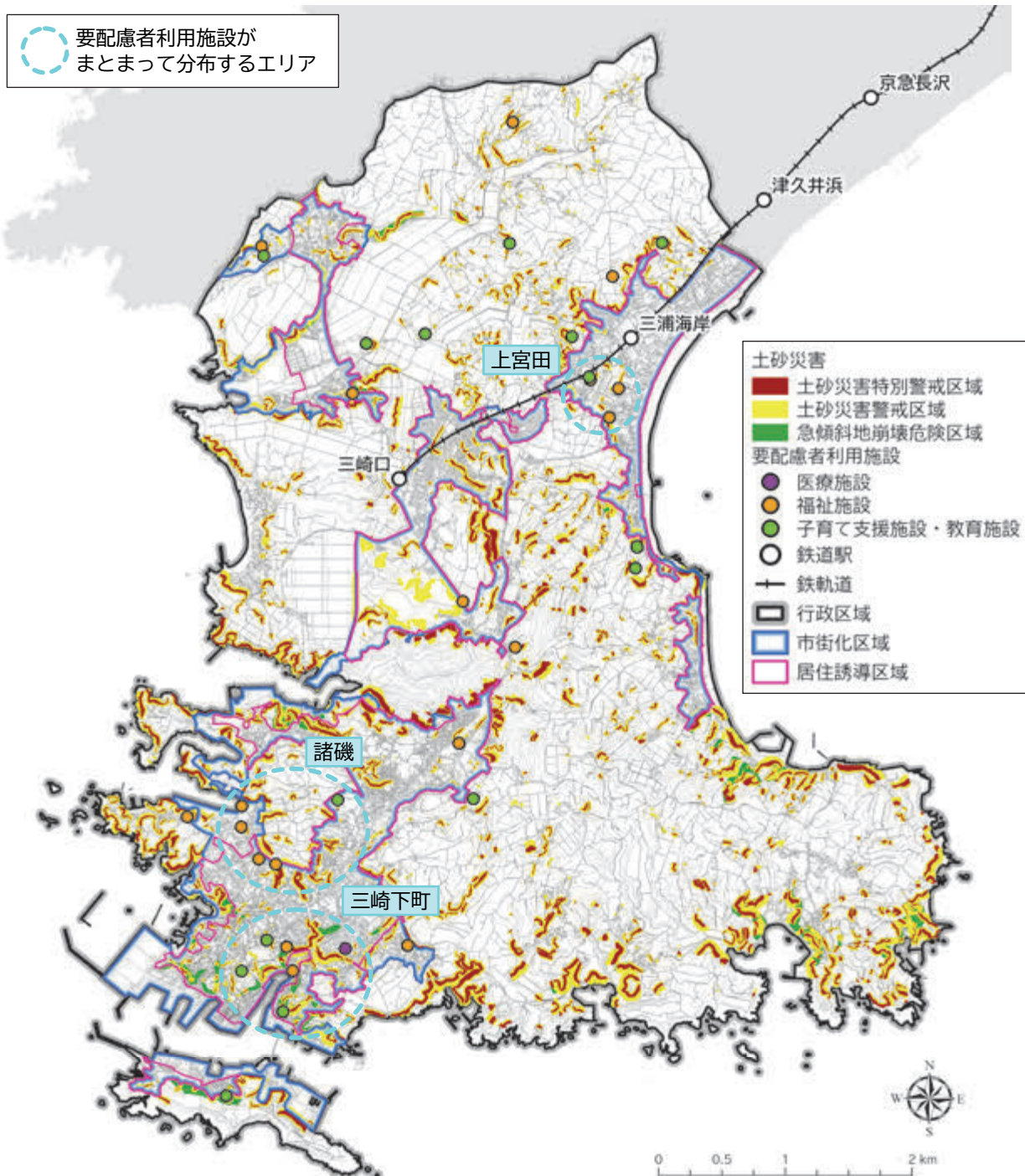
○居住誘導区域内では、三浦海岸駅周辺や三崎地区等において要配慮者利用施設がまとまって分布しています。

○これらは「三浦市地域防災計画」に定められた施設であり、当該計画に基づき土砂災害防止対策を進めています。

■土砂災害ハザード指定区域内に立地する
要配慮者利用施設の数（左：立地数、右：割合）

区域	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域 及び急傾斜地崩壊危険区域	
市街化区域	30	54.5%	2	100.0%
市街化調整区域	25	45.5%	0	0.0%
全市	55	100.0%	2	100.0%

■要配慮者利用施設の分布状況



(7) その他風水害のリスク分析

○過去には大雨や台風などにより、初声町入江や三崎町諸磯、宮川町など、低地や河川沿いの範囲において浸水被害が発生しています。

○このうち、初声町入江の一部が居住誘導区域に含まれています。

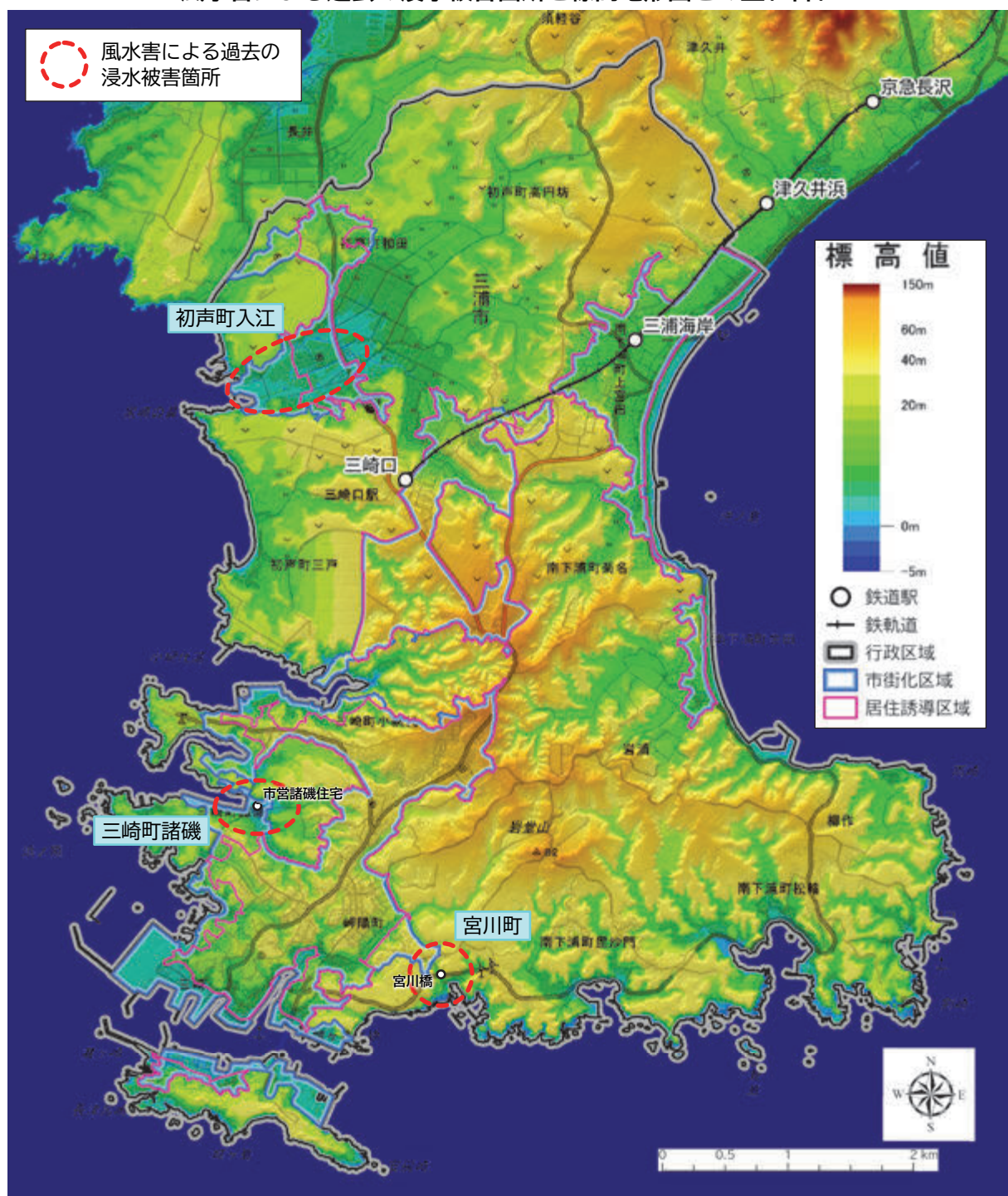
■風水害による過去の浸水被害実績（昭和 50 年度～平成 30 年度）

年	月日	災害種別	町丁目	エリア	被害概要
S50	7月4日	大雨	初声町入江	一帯	床下浸水 20 棟
			三崎町諸磯	市営諸磯住宅一帯	床下浸水 30 棟
			宮川町	宮川橋付近	床下浸水 5 棟
S51	10月9日	大雨	三崎町諸磯	市営諸磯住宅一帯	床下浸水 40 棟
			宮川町	宮川橋付近	床下浸水 5 棟
S54	4月8日	大雨	初声町入江	一帯	床下浸水 20 棟
S56	10月22日	台風 24 号	初声町入江	一帯	床下浸水 4 棟
			三崎町諸磯	市営諸磯住宅一帯	床上浸水 50 棟
			宮川町	—	床下浸水 10 棟
H2	9月30日	台風 20 号	初声町入江	一帯	床下浸水 6 棟
H4	10月9日	大雨	初声町入江	一帯	床上浸水 5 棟 床下浸水 18 棟
			三崎町諸磯	市営諸磯住宅一帯	床上浸水 51 棟
H5	7月5日	大雨	初声町入江	一帯	店舗内浸水 5 棟 床下浸水 7 棟
H6	11月18日	大雨	初声町入江	—	床上浸水 1 棟
H8	9月22日	台風 17 号	初声町入江	—	床上浸水 1 棟
H14	9月11日	台風 15 号	栄町	—	床下浸水 1 棟
H21	10月7日	台風 18 号	南下浦町松輪	市営松輪住宅	床下浸水 10 棟
H25	10月16日	台風 26 号	初声町入江	—	浸水 3 棟
			南下浦町金田	—	床下浸水 3 棟
			三崎町諸磯	—	床下浸水 1 棟
H26	10月5日	台風 18 号	三崎町小網代	—	床上浸水 1 棟
H29	9月28日	大雨	—	—	床下浸水 18 棟 床上浸水 28 棟
	10月22日	台風 21 号	—	—	床上浸水 5 棟

※過去に複数の被害実績がある町丁目を着色しています。

[出典：三浦市地域防災計画 資料編]

■風水害による過去の浸水被害箇所と標高地形図との重ね合わせ



[出典：東京湾デジタル標高地形図（平成29年1月、国土地理院）]

(8) 地域別の防災上の課題整理

○リスク分析を踏まえ、防災・減災まちづくりに向けた課題を3地区ごとに整理します。

■リスク分析を踏まえた防災上の課題

分類	地区	防災上の課題
津波	初声	【入江に最大クラス及び南海トラフ地震による津波の想定区域が分布】 ・入江を有する地形特性より、下宮田交流核の居住誘導区域一帯において、最大クラス及び南海トラフ地震による津波の浸水が想定されています。 ・当該エリアは都市機能が集積する都市機能誘導区域にも設定されていることから、津波対策の推進によるリスクの低減が求められます。
	南下浦	【地区全体に最大クラスの津波の想定区域が分布】 ・海岸を有する地形特性より、上宮田、菊名、金田の沿岸の居住誘導区域において、最大クラスによる津波の浸水が想定されています。 ・浸水想定区域の一部は、三浦海岸駅周辺にも及んでおり、居住や都市機能が集積する都市機能誘導区域に設定されていることから、津波対策の推進によるリスクの低減が求められます。 【津波避難施設への迅速な避難が困難な地区が分布】 ・浸水想定区域の一部において津波避難施設が徒歩圏内に立地していないエリアがあります。 ・近接する内陸部や高台へ迅速な避難が可能となるよう避難対策の推進によるリスクの低減が求められます。
	三崎	【小網代、三崎下町、城ヶ島に最大クラスの津波の想定区域が分布】 ・海岸を有する地形特性より、小網代、三崎下町、城ヶ島の沿岸の居住誘導区域において、最大クラスによる津波の浸水が想定されており、城ヶ島においては南海トラフ地震による津波の浸水も想定されています。 ・浸水想定区域の一部は、居住や都市機能が集積する三崎港周辺の都市機能誘導区域に設定されていることから、津波対策の推進によるリスクの低減が求められます。
高潮	初声 三崎	【入江、城ヶ島に高潮浸水の想定区域が分布】 ・初声地区の入江、三崎地区の城ヶ島の居住誘導区域において高潮の浸水が想定されています。 ・いずれのエリアにおいても居住や都市機能が立地していることから、海岸高潮対策の推進によるリスクの低減が求められます。
土砂	市全域	【市全域に土砂災害警戒区域等の指定区域が分布】 ・本市の地形特性より、住宅地や要配慮者利用施設が立地するエリアを含む、本市の広い範囲で土砂災害警戒区域等が指定されています。 ・このことから、土砂崩れが発生すると、家屋の倒壊や道路の寸断など、甚大な被害が発生する恐れがあります。 ・そのため、居住の誘導によるリスクの回避、災害防止工事の実施や避難対策の充実によるリスクの低減が求められます。
風水害	初声	【入江に大雨・台風による浸水被害が多発】 ・低地地区である入江の居住誘導区域において、過去に大雨・台風による浸水被害が発生しています。 ・そのため、治水対策によるリスクの低減が求められます。

■地域ごとの防災上の課題

市全域 土砂

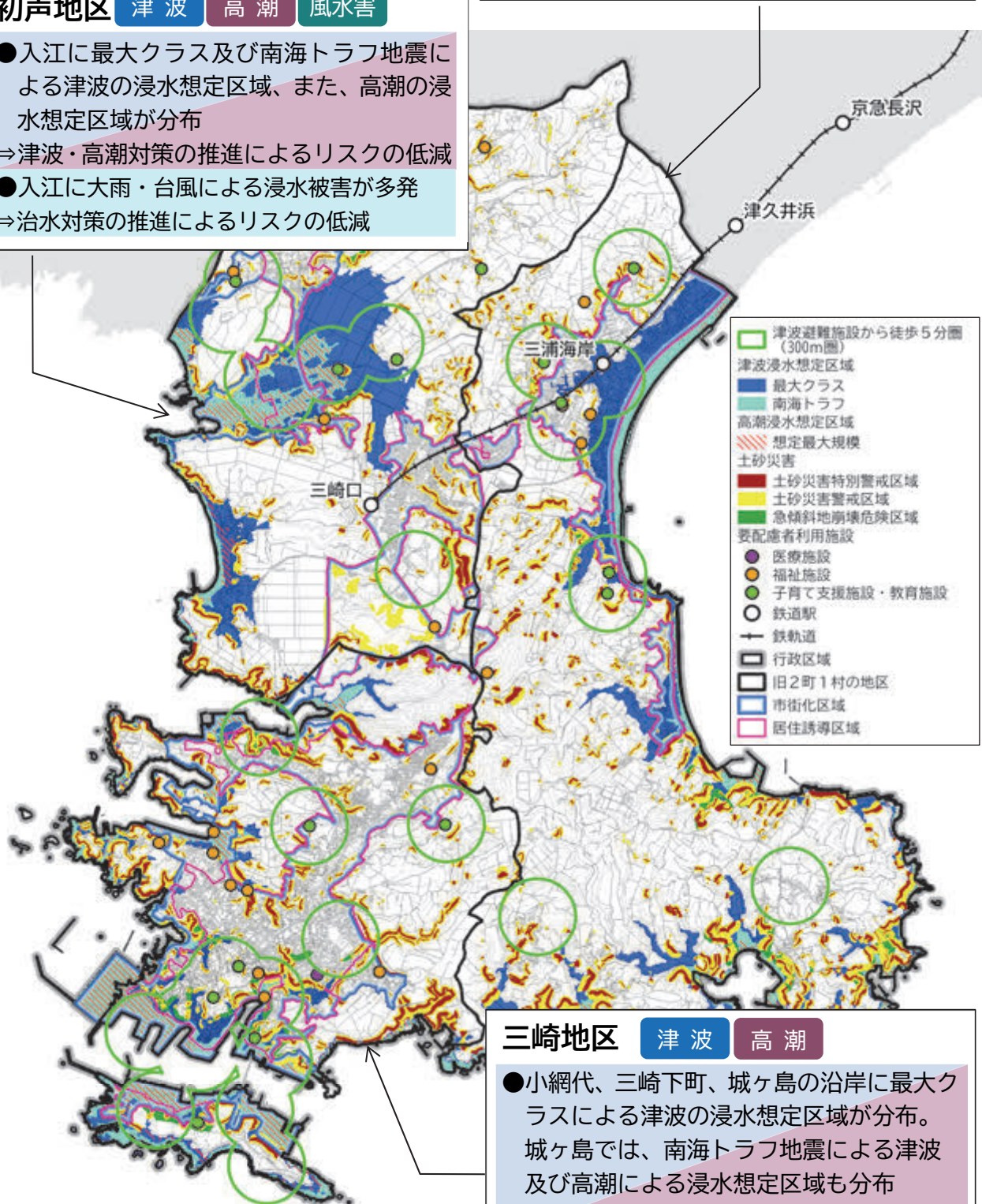
●市全域で土砂災害警戒区域等が指定
⇒居住の誘導によるリスクの回避、災害防止工事の実施や避難対策の充実によるリスクの低減

初声地区 津波 高潮 風水害

●入江に最大クラス及び南海トラフ地震による津波の浸水想定区域、また、高潮の浸水想定区域が分布
⇒津波・高潮対策の推進によるリスクの低減
●入江に大雨・台風による浸水被害が多発
⇒治水対策の推進によるリスクの低減

南下浦地区 津波

●上宮田、菊名、金田の沿岸に最大クラスによる津波の浸水想定区域が分布。また、浸水想定区域の一部で津波避難施設が徒歩圏に立地していないエリアが分布
⇒津波対策の推進によるリスクの低減



三崎地区 津波 高潮

●小網代、三崎下町、城ヶ島の沿岸に最大クラスによる津波の浸水想定区域が分布。城ヶ島では、南海トラフ地震による津波及び高潮による浸水想定区域も分布
⇒津波・高潮対策の推進によるリスクの低減

2. 防災まちづくりの取組方針

- 本市は津波、高潮、土砂災害などの災害が発生する可能性があり、災害リスクが高いエリアは居住を誘導しないことを基本としますが、沿岸部には本市の基幹産業である水産業（漁業）を支える市街地が形成されていることなどから、一定の災害リスクを許容しつつ、土地利用を図る必要があります。
- 国の「立地適正化計画の手引き」には「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」という二つの考え方が示されており、本市においてもこの考え方を踏まえ、4つの取組方針により、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら防災まちづくりに取り組みます。

■ 防災まちづくりの取組方針の分類

立地適正化計画の手引き	取組方針の分類
災害リスクの回避	リスク回避
災害リスクの低減	基盤整備 避難対策 情報の発信・共有

リスク回避 災害リスクが高い区域における被害を回避する取組

- 災害リスクが高い区域を居住誘導区域から除外し、都市再生特別措置法第 88 条に基づく届出制度を活用することにより、災害リスクが低い区域へ居住を誘導します。
- 公共施設や要配慮者利用施設は、災害リスクの低い場所へ立地を誘導します。

基盤整備 災害による被害を軽減する基盤整備

- 津波・高潮や風水害による浸水被害を軽減するため、県と連携して海岸保全施設の整備等を推進するとともに、低地地区における排水・治水施設等の整備・管理を実施します。
- 土砂災害による被害を軽減するため、県と連携して急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊対策工事を推進します。その他、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において災害防止工事が行われ、安全性が確保された箇所のうち、居住誘導を図るエリア（公共交通や生活利便性が高い区域等）に含まれる箇所については、居住誘導区域に含めることを検討します。

避難対策 迅速な避難を確保するための取組

- 本市は三方を海に囲われ、最大クラスの津波の場合は最短で5分、南海トラフの場合は30分程度で津波が到達すると想定されているため、迅速な避難を確保するための取組を進めます。
- 具体的には、津波避難施設の充実、避難所の指定見直し、誘導標識の設置等を推進するとともに、多くの観光客が訪れる本市の特性を踏まえ、観光客の避難対策を進めます。

情報の発信・共有 災害リスクに関する情報の発信・共有

- 本市で想定される災害リスクに関する情報を分かりやすく発信・共有し、自らが住む・働く地域における災害リスクを十分に理解してもらい、自助、共助の重要性等の防災意識の向上に資する取組を実施します。

3. 具体的な取組

(1) 取組方針 **リスク回避** の具体的な取組

届出制度活用による災害リスクの周知【市】

○都市の防災・減災機能の向上に向けて、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定された区域では、都市再生特別措置法第88条の規定に基づく届出に際して災害リスクの周知を行い、新たな住宅の立地抑制に努めます。

公共施設や要配慮者利用施設の災害リスクの低い場所への立地誘導【市】

○不特定多数の市民や来街者が利用する行政関連施設や、要配慮者が利用する医療施設、福祉施設、子育て支援施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備します。

土砂災害特別警戒区域内からの住宅の移転促進【県/市】

○県は、必要に応じて、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」を活用します。
○市は、土砂災害特別警戒区域内にある住宅を除却し居住誘導区域内に移転する方を対象に、その費用の一部を補助する事業を検討します。

(2) 取組方針 **基盤整備** の具体的な取組

1) 津波・高潮対策

海岸保全施設等の整備【県/市】

○市及び県は、数十年から百数十年に一度程度発生する津波に対しては、液状化にも留意しながら、海岸保全施設等の整備等に努めます。
○市は、津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のためのヘリポート整備を進めます。また、船の座礁防止策や水産業（漁業）関係被害の軽減策について検討します。

2) 土砂災害対策

急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止【県/市】

○市は、急傾斜地崩壊危険区域の未整備箇所について、県へ災害防止工事を要望します。
○県は、急傾斜地崩壊危険区域において、住宅の立地状況、災害発生状況のほか、福祉施設などの有無も考慮し、採択要件を満たす箇所から順次、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。
○市は、がけ地の所有者に対して、がけ崩れ防止工事等の整備等を啓発していきます。

3) 治水対策

低地地区における治水施設等の整備・管理【市】
○本市の低地地区については、引き続き地下雨水貯留施設の管理を実施していきます。
市管理河川の改修及び適正な維持管理【市】
○市が管理する河川（準用河川1、普通河川27）については、台風や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、総合的な治水対策を考慮した改修計画を作成し、維持管理を進めていきます。

（3）取組方針 **避難対策** の具体的な取組

1) 津波・高潮対策

津波避難施設の整備（津波避難経路、津波避難階段等）【県/市】
○市は、津波から徒歩による迅速な避難を確保するため、津波避難経路、津波避難階段等の避難関連施設の整備を進めるとともにその安全性の点検に努めます。
○県は、後背地が急な斜面で避難路が確保できない場合は、地域の実情を踏まえて、急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせて津波避難階段を整備します。
津波避難ビルの指定・確保【市/事業者】
○身近な場所に避難できる高台等がない場合は、避難施設を確保するため、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルを指定、確保するとともに、そうした資源がない地域にあっては、地元の自治会と協議しながら津波避難タワーの整備を検討します。
浸水リスクの高い避難所等の指定の見直し【市】
○津波浸水想定や地域の実情を踏まえ、できるだけ津波による浸水の危険性が低い場所に避難場所を設けるよう、避難所等の指定の見直しを行います。
誘導標識の設置（津波情報看板や標識・海拔表示版等の設置）【市】
○津波発生時における適切な避難対策を実施するため、平成27年3月に県が設定した津波浸水想定を踏まえ、誘導標識の整備を進めるとともに、津波情報看板や標高・海拔表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努めます。

2) 土砂災害対策

要配慮者利用施設の土砂災害防止対策【事業者】
○三浦市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、防災教育・訓練に関する事項、避難確保を図るための措置等を定めた計画を作成するとともに、避難訓練等を実施します。
土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準・発令対象区域の設定【市】
避難地区指定、避難経路設定、避難所指定の推進【市】
○土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。
○また、警戒区域に居住する地域住民や観光旅館、要配慮者利用施設の関係者等に対してそれらの周知に努めます。

3) 防災体制構築

情報伝達体制等の整備【市】

- 津波・高潮対策においては、地域住民等の自足かつ適切な避難行動を支えるために、津波伝達体制の整備、伝達手段の多重化を進めます。
- 土砂災害対策及び治水対策においては、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように、防災行政無線、広報車、防災情報メールやＬアラート（災害情報共有システム）等により情報を伝達し、住民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

防潮扉の管理や危機管理体制の徹底【県/市/事業者】

- 市内に設置されている防潮扉について、台風等異常気象により高潮、波浪又は津波の気象警報が発表されたときは、県や漁業協同組合と連携を図り、門扉を閉鎖するとともに、防潮扉の管理や危機管理体制を徹底し、機能確保を図ります。

防災訓練の実施【市/市民】

- 大規模地震等の災害を想定した広域防災訓練や市域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。また、不特定かつ多数の者が利用する施設等の防災訓練、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

市民の自主防災活動の拡充・強化【市/市民】

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できる環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や訓練の実施を促進します。

観光客の避難対策【市】

- 本市の沿岸部には観光資源が立地し、多くの観光客が訪れているため、安全性の向上と避難対策の向上を図ります。
- 本市の避難地や避難経路に関する情報について、観光客の周遊ルートに避難地案内板や標高シールを掲示すること等により、観光客への周知を図ります。

(4) 取組方針 情報の発信・共有 の具体的な取組

各種ハザードマップの作成・周知・活用【市】
○津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。 ○また、土地取引における活用等を通じて、津波浸水想定や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。 ○土砂災害警戒区域等の周知と円滑な警戒避難を確保するため、ハザードマップによる啓発を行います。
防災対策や避難誘導に係る行動ルールの作成・周知【市】
○消防団員、警察官、市職員など防災対策や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、防災対策や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。
各種媒体を活用した積極的な周知【市】
○津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、的確な判断に基づいた行動ができるよう、津波を引き起こす地震とその発生メカニズム、津波の特性の正しい知識、津波警報、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、自ら率先して避難することが他の住民の避難を促すこと、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。 ○特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。

(5) 防災まちづくりの取組一覧

具体的な取組		実施 主体	主な実施地域	実施時期		
				短期	中期	長期
リスク回避						
届出制度の運用による災害リスクの周知		市	居住誘導区域外			
公共施設や要配慮者利用施設の災害リスクの低い場所 への立地誘導		市	全市			
土砂災害特別警戒区域内からの住宅の移転促進		県/市	土砂災害特別警戒区域			
基盤整備						
津波・高潮 対策	海岸保全施設等の整備	県/市	浸水想定区域			
土砂災害 対策	急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止対策	県/市	急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域等			
治水対策	低地地区における治水施設等の整備・管理	市	全市			
	市管理河川の改修及び適正な維持管理	市	全市			
避難対策						
津波・高潮 対策	津波避難施設の整備 （津波避難経路、津波避難階段等）	県/市	浸水想定区域			
	津波避難ビルの指定・確保	市/ 事業者	浸水想定区域			
	浸水リスクの高い避難所等の指定の見直し	市	浸水想定区域			
	誘導標識の設置（津波情報看板や標識・海 抜表示版等の設置）	市	浸水想定区域			
土砂災害 対策	要配慮者利用施設の土砂災害防止対策	事業者	土砂災害警戒区域等			
	土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の 発令基準・発令対象区域の設定	市	土砂災害警戒区域等			
	避難地区指定、避難経路設定、避難所指定 の推進	市	土砂災害警戒区域等			
防災体制 構築	情報伝達体制等の整備	市	全市			
	防潮扉の管理や危機管理体制の徹底	県/市/ 事業者	全市			
	防災訓練の実施	市/市民	全市			
	市民の自主防災活動の拡充強化	市/市民	全市			
	観光客の避難対策	市	浸水想定区域			
情報の発信・共有						
各種ハザードマップの作成・周知・活用		市	全市			
防災対策や避難誘導に係る行動ルール of 作成・周知		市	全市			
各種媒体を活用した積極的な周知（津波防災の日等）		市	全市			

第7章

計画の進捗管理

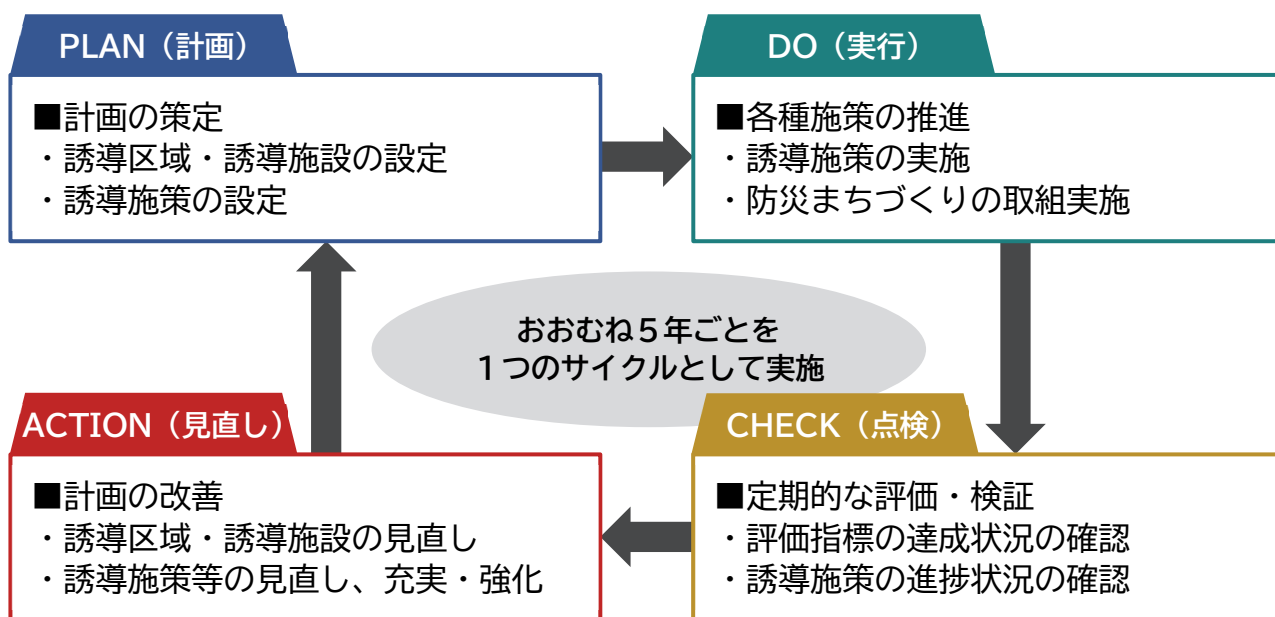
目次

1. 進捗管理の考え方	114
2. 評価指標の設定	115

1. 進捗管理の考え方

- 本市の将来都市像「豊かな自然環境を活かし共生するまち みうら」の実現に向けて、持続可能な都市づくりを進めていくためには、本計画の施策を着実に進める必要があります。
- そのため、施策の有効性を評価するための指標を設定し、PDCAサイクルの考え方に基づき、おおむね5年を1つのサイクルとして、定期的に評価・検証を行います。
- 評価・検証結果を踏まえ、必要に応じて誘導区域、誘導施設、誘導施策の見直しを行います。

■計画の進行管理のPDCA



2. 評価指標の設定

○第2章で設定した誘導方針ごとに、達成状況を評価する指標を以下のとおり設定します。

1) 都市機能誘導に関する評価指標

○誘導方針「拠点の特性を踏まえた都市機能の誘導・集積」については、都市機能の誘導を目指す施策であることから、誘導施設及び誘導施設に準ずる施設の立地割合を指標とします。

○目標値は、各拠点における施設整備の進展等を踏まえ、「35%以上」に設定します。

評価指標		現況値 (令和6年)	目標値 (令和27年)
指標①	都市機能誘導区域内の誘導施設及び 誘導施設に準ずる施設の立地割合	28%	35%以上

※算出方法：(都市機能誘導区域内誘導施設数) ÷ (行政区域内誘導施設数)

2) 居住誘導に関する評価指標

○誘導方針「人口減少、少子高齢化を見据えた居住誘導」については、人口集積を目指す施策であり、このまま何も対策を講じないと、効率的な都市経営と生活サービスの維持に必要な最低限の人口密度 40 人/ha を下回る見込みであることから、居住誘導区域内の人口密度と人口割合を指標とします。

評価指標		現況値 (令和2年)	目標値 (令和27年)
指標②-1	居住誘導区域内の人口密度	59 人/ha	40 人/ha 以上
指標②-2	居住誘導区域内の人口割合 (市街化区域内人口に占める割合)	73%	79%以上

※算出方法 指標②-1：(居住誘導区域内人口) ÷ (居住誘導区域面積)

指標②-2：(居住誘導区域内人口) ÷ (市街化区域内人口)

※人口に係る評価指標は、国勢調査におけるメッシュ人口を基本単位として、区域内外の住宅系建物の棟数按分により算出します。住宅系建物の棟数は、5年毎に実施される都市計画基礎調査の建物現況調査結果のデータを活用します。

3) 公共交通に関する評価指標

○誘導方針「利便性の高い公共交通ネットワークの維持・充実」については、公共交通の利用促進を目指す施策であることから、基幹的公共交通へのアクセス圏内の人口割合を指標とします。

評価指標		現況値 (令和2年)	目標値 (令和27年)
指標③	基幹的公共交通へのアクセス圏内の人口割合	71%	71%以上

※算出方法：(鉄道駅 800m圏及び平日 30 本以上/日・片道のバス停 300m 圏内の人口) ÷ (行政区域内人口)

4) 防災に関する評価指標

○誘導方針「本市の特性を考慮し災害リスクを踏まえたまちづくり」については、災害リスクの高い区域には居住を誘導しない施策であることから、災害リスクの高い区域内の居住人口割合を指標とします。

評価指標		現況値 (令和2年)	目標値 (令和27年)
指標④	災害リスクの高い区域内の居住人口割合	13%	13%未満

※算出方法：(居住誘導にあたり考慮すべき区域(①災害リスクの高い区域)内の人口) ÷ (行政区域内人口) (該当区域の詳細は P67 参照)

資料編

参考資料

目次

1. 用語集.....	118
2. 策定までの経緯.....	120
3. 委員名簿.....	122

1. 用語集

【あ行】

あきや 空き家バンク	空き家の有効活用を通じて、定住促進等による地域活性化を図るため、空き家情報を市のウェブサイト等に公表し提供する仕組み。
---------------	---

【か行】

かんけいじんこう 関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。
こうじとしきのう 高次都市機能	日常の生活圏よりも広い範囲から利用される教育、医療、福祉、文化・芸術、商業・業務などの機能。
こうつうけっせつてん 交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的には、鉄道駅、バスターミナルなど。
こうりゅうじんこう 交流人口	その地域に訪れる人々を指す言葉。
こくせいちょうさ 国勢調査	国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る目的で、大正9年以降全国的な規模で実施している調査。
こくりつしゃかいほしょう 国立社会保障・人口問題 けんきゅうじょ 研究所	国の機関であり、同研究所が推計する値は、人口と世帯数に関するデータを、全国及び地域単位で推計し、多くの自治体等における将来人口推計の目安として、また、国の各種施策立案等の基礎資料として、公表されている。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少と高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
しがいかちようせいくいき 市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで、原則として、一定の要件に該当するもの以外の開発行為や建築行為は制限される。
しがいちかいはつじぎょう 市街地開発事業	一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づき、一体的に行う事業。
じゅうたく 住宅ストック	既存の住宅（数）のこと。空き家問題の解決策として、住宅ストックの活用が重要視されている。
せいさんりよくちく 生産緑地地区	市街化区域内にある一定の要件に該当する農地を保全することを目的に指定される地区のことで、指定された農地では、税制面での優遇を受ける代わりに、一定の土地利用制限がかかる。

【た行】

ちくけいかく 地区計画	住民の生活に身近な地区について、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方など、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画。
とくていだい3しゅぎこう 特定第3種漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律において、第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令にて定めた漁。なお、利用範囲が全国的なものを「第3種漁港」と定めている。
としけいかくうんようししん 都市計画運用指針	国土交通省が都市計画制度の運用に当たっての原則的な考え方について、地方公共団体に示した指針。
としけいかくきそちようさ 都市計画基礎調査	都市計画区域について、都道府県がおおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の事項に関する現況及び将来の見通しについて行う調査。
としけいかくくいき 都市計画区域	自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域のこと。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市施設の一つで、都市計画に定める道路のこと。「自動車専用道路」、「幹線街路」、「区画街路」、「特殊街路」がある。
としせつ 都市施設	都市生活を営む上で必要とされる施設で、都市計画に定める施設のこと。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業。

【な行】

なんかい 南海トラフ地震	駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域である南海トラフ沿いで発生する地震。
-----------------	--

【は行】

パーソントリップ調査 ちようさ	都市における人の移動に着目した調査。調査周期は概ね10年に1度。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

【や行】

ようちいき 用途地域	都市計画法に基づき指定される住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域のことで、用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められている。13種類ある用途地域のうち本市では令和7年3月時点で8種類を指定している。
---------------	--

【ら行】

ライドシェア	一般ドライバーが自家用車を使い、有償で利用者を運ぶサービスのこと。
--------	-----------------------------------

2. 策定までの経緯

年月日	主な内容
令和5年8月17日	令和5年度第1回三浦市都市計画審議会 ・都市計画マスタープランの概要 ・立地適正化計画の概要 ・検討の進め方（案）
令和5年10月25日 ～11月16日	都市計画マスタープラン進捗状況調査（庁内各課等へ調査） ・現行都市計画マスタープランの進捗状況 ・令和7年度以降の事業実施方針
令和5年11月8日	令和5年度第2回三浦市都市計画審議会 ・小委員会の設置（委員の指名）
令和5年12月27日	令和5年度第1回三浦市都市計画審議会小委員会 ・都市の概況整理【共通】 ・現行都市計画マスタープランの評価・検証【都市計画マスタープラン】 ・都市づくりの課題整理【都市計画マスタープラン】 ・目指すべき都市の骨格構造の検討【立地適正化計画】
令和6年2月15日	令和5年度第3回 三浦市都市計画審議会 ・令和5年度第1回三浦市都市計画審議会小委員会の報告
令和6年3月22日	令和5年度第2回三浦市都市計画審議会小委員会 ・都市の概況整理と課題（見直し案）【共通】 ・都市づくりの目標設定【都市計画マスタープラン】 ・誘導方針の検討【立地適正化計画】
令和6年5月29日	令和6年度第1回 三浦市都市計画審議会 ・令和5年度第2回三浦市都市計画審議会小委員会の報告
令和6年6月26日	令和6年度第1回三浦市都市計画審議会小委員会 ・都市づくりの目標、方針【都市画マスタープラン】 ・都市機能誘導区域、居住誘導区域の検討【立地適正化計画】
令和6年8月26日	令和6年度第2回三浦市都市計画審議会小委員会 ・地域交流ゾーンの目指す市街地像、実現に向けた取組【都市計画マスタープラン】 ・防災指針、誘導施策、計画の進捗管理の検討【立地適正化計画】
令和6年9月25日、 26日、28日	市民説明会（初声市民センター、南下浦コミュニティセンター、勤労市民センター） ・三浦市都市計画マスタープラン素案及び三浦市立地適正化計画素案の説明

年月日	主な内容
令和6年11月13日	令和6年度第3回三浦市都市計画審議会小委員会 ・三浦市都市計画マスタープラン(案)について ・三浦市立地適正化計画(案)について
令和6年11月22日	令和6年度第2回三浦市都市計画審議会 ・三浦市都市計画マスタープラン(案)について（報告） ・三浦市立地適正化計画(案)について（報告）
令和6年11月27日 ～12月26日	パブリックコメント ・三浦市都市計画マスタープラン(案)及び三浦市立地適正化計画(案)の意見募集
令和7年1月15日	令和6年度第4回三浦市都市計画審議会小委員会 ・三浦市都市計画マスタープラン(案)について ・三浦市立地適正化計画(案)について
令和7年1月22日	令和6年度第2回三浦市都市計画審議会 ・三浦市都市計画マスタープランの改定について（諮問） ・三浦市立地適正化計画の策定について（諮問）

3. 委員名簿

三浦市都市計画審議会名簿

令和6年5月時点

区分	役職	氏名	所属団体等	小委員会
学識経験のある者	委員	大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	委員
	会長	中島 直人	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 教授	
	委員	中津 秀之	関東学院大学 建築・環境学部 准教授	
	委員	中西 正彦	横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科 教授	委員長
市議会議員	副会長	長島 満理子	—	副委員長
	委員	千田 征志		
	委員	出口 景介		
	委員	小林 直樹		
神奈川県 の職員	委員	竹内 章裕	神奈川県横須賀土木事務所長	委員
	委員	堀川 康一郎	神奈川県警察三崎警察署長	
市民	委員	高梨 雅人	三浦市区長会 会長	
	委員	山下 芳夫	三浦商工会議所 専務理事	委員
	委員	加藤 勝典	三浦市農業協同組合 代表理事組合長	
臨時委員	委員	太田 芳孝	一般社団法人三浦市観光協会 専務理事	委員
	委員	鈴木 清	みうら漁業協同組合 代表理事組合長	委員

前委員

区分	役職	氏名	所属団体等	小委員会
市議会議員	副会長	草間 道治	—	副委員長
神奈川県 の職員	委員	森尻 雅樹	神奈川県横須賀土木事務所長	委員
	委員	平林 貴志	神奈川県警察三崎警察署長	
市民	委員	木村 武士	三浦市区長会 会長	

